

第5日目（9月29日）

第3回福生市議会定例会会議録（第15号）

平成18年9月29日福生市議会議場に第3回福生市議会定例会が招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	加藤 育男君	2 番	串田 金八君	3 番	田村 昌巳君
4 番	増田 俊一君	5 番	大野 聰君	6 番	前田 正蔵君
7 番	中森 富久君	8 番	阿南 育子君	9 番	高橋 章夫君
10 番	原島 貞夫君	11 番	森田 昌巳君	12 番	石川 和夫君
13 番	田村 正秋君	14 番	大野 悦子君	15 番	羽場 茂君
16 番	青海 俊伯君	17 番	今林 昌茂君	18 番	沼崎 満子君
19 番	松山 清君	20 番	清水 信作君	21 番	遠藤 洋一君
22 番	小野沢 久君				

1 欠席議員は次のとおりである。

なし

1 欠員は次のとおりである。

なし

1 出席説明員は次のとおりである。

市長	野澤 久人君	助 役	高橋 保雄君	収 入 役	並木 茂君
教育長	宮城 眞一君	企画財政部長	野崎 隆晴君	総務部長	田辺 恒久君
総務部参事	田中 益雄君	市民部長	石川 弘君	生活環境部長	吉沢 英治君
福祉部長	星野恭一郎君	都市建設部長	清水喜久夫君	教育次長	吉野 栄喜君
参 事	嶋崎 政男君	選挙管理委員会事務局長	山崎 典雄君	監査委員事務局長	伊藤 章一君

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務局 局長	小林 作二君	議事係長	大内 博之君	臨時速記事務補佐員	杉田 愛子君
----------	--------	------	--------	-----------	--------

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成18年第3回福生市議会定例会議事日程（第5日目）

開議日時 9月29日（金）午前10時

- | | | | |
|-------|----------|-----------------------------------|--------|
| 日程第1 | 議案第51号 | 福生市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 | (審査報告) |
| 日程第2 | 議案第52号 | 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例 | (審査報告) |
| 日程第3 | 議案第53号 | 平成18年度福生市一般会計補正予算（第2号） | (審査報告) |
| 日程第4 | 議案第54号 | 平成18年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） | (審査報告) |
| 日程第5 | 議案第55号 | 平成18年度福生市介護保険特別会計補正予算（第1号） | (審査報告) |
| 日程第6 | 議案第56号 | 平成18年度福生市下水道事業会計補正予算（第1号） | (審査報告) |
| 日程第7 | 議案第57号 | 平成17年度福生市一般会計決算認定について | (審査報告) |
| 日程第8 | 議案第58号 | 平成17年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について | (審査報告) |
| 日程第9 | 議案第59号 | 平成17年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について | (審査報告) |
| 日程第10 | 議案第60号 | 平成17年度福生市介護保険特別会計決算認定について | (審査報告) |
| 日程第11 | 議案第61号 | 平成17年度福生市下水道事業会計決算認定について | (審査報告) |
| 日程第12 | 議案第62号 | 平成17年度福生市受託水道事業会計決算認定について | (審査報告) |
| 日程第13 | 陳情第18-6号 | 児童扶養手当の減額率の緩和に関する陳情書 | (審査報告) |

- 日程第14 陳情第18－8号 上限金利の引き下げ等により、中小零細事業者・消費者等の健全な生活を守り、多重債務問題根絶のため、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める陳情書 (審査報告)
- 日程第15 請願第18－1号 出資法の上限金利引き下げに関する請願書 (審査報告)
- 日程第16 議案第63号 福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第64号 福生市議会議員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第65号 福生市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第19 議案第66号 出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書
- 日程第20 議案第67号 児童扶養手当の減額率の緩和に関する意見書
- 日程第21 議員派遣について
- 日程第22 閉会中の継続審査申し出について
- 日程第23 特定事件の継続調査について

午前10時 開議

○議長（石川和夫君） ただいまから平成18年第3回福生市議会定例会第5日目の会議を開きます。

~~~~~

○議長（石川和夫君） この際、報告事項がありますので、事務局長から諸般の報告をいたさせます。

（小林議会事務局長報告）

- 1 議案の受理について（議案第63号・64号）（別添参照）
- 2 追加議案の送付について（議案第65号）（別添参照）
- 3 意見書の受理について（議案第66号・67号）（別添参照）
- 4 平成18年7月分例月出納検査の結果について（別添参照）
- 5 本会議資料の提出について（議案第63号関係）（別添参照）

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 本日の議会運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告願います。

（議会運営委員長 小野沢久君登壇）

○議会運営委員長（小野沢久君） おはようございます。御指名をいただきましたので、去る9月27日に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告をさせていただきます。

まず、日程でございますが、各委員会で審査をし、結論を得ました議案の審査報告を日程第1から日程第15までとして組ませていただきました。

それから、新たに市長から議案1件と、議員提出議案として議案4件が提出されましたので、日程第16から日程第20として組ませていただきました。

また、日程第21、議員派遣につきましては、閉会中における議員派遣についてをお諮りしようとするもので、本日の日程に組ませていただいております。

また、日程第22及び日程第23につきましては、閉会中の継続審査申し出と、特定事件の継続調査として組ませていただきました。

次に、日程の順序でございますが、お手元に御配付の日程表のとおり決定をいたしております。

また、新たに提出されました案件の取り扱いでございますが、日程第16から日程第20までにつきましては、それぞれ慎重審議の上、即決することと議会運営委員会としては決定をいたしております。

次に、全員協議会でございますが、理事者からの申し出がございますので、本会議終了後に開催を願うことといたしました。

以上でございますが、本定例会の最終日でございますので、議員各位の特段の御協力をお願い申し上げまして御報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしく願います。

~~~~~

○議長（石川和夫君） これより日程に入ります。

この際、既に配付してあるとおり各委員会から審査報告書が提出されております。各委員会の審査報告書の朗読については省略いたします。

（各委員会審査報告書）別添参照

日程第1、議案第51号、福生市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については市民厚生委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告願います。

（市民厚生委員長 大野聰君登壇）

○市民厚生委員長（大野聰君） おはようございます。御指名をいただきましたので、議案第51号、福生市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、この条例についての内容と対象者数について教えてほしいとの質疑があり、理事者より、この制度は、18歳未満のお子さんがあるひとり親家庭に対し、18歳未満のお子さんとその親、または保護者に対し医療費を助成する制度で、対象者は6月末現在で612世帯、人数は1372人となっているとの答弁がありました。

さらに同委員より、所得制限はどうなっているのかとの質疑があり、理事者より、基本的には児童扶養手当の所得制限と同額となっており、扶養が1人の場合で年収350万円以下となっているとの答弁がありました。

以上のような質疑応答の後お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第51号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第2、議案第52号、福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

(市民厚生委員長 大野聰君登壇)

○市民厚生委員長(大野聰君) 御指名をいただきましたので、議案第52号、福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、出産育児一時金が5万円増額、葬祭費が2万円増額になっているが、今回の改正に当たり国の考え方はどうか、他の自治体の状況はどうかとの質疑があり、理事者より、出産育児一時金については、少子化対策の観点も踏まえてその充実を図る目的である。35万円の根拠は、全国57カ所ある国立病院の出産費用の平均であり、その額にしたとのことである。17年度の他市の状況では、一番多いのが稲城市で38万円、次に35万円が9市、32万円が2市、30万円が12市となっていたが、32万円以下の市については各市とも今回35万円にするという情報を得ているとの答弁がありました。

別の委員より、一部負担金を高齢者も現役並みに負担することで、夫婦で年収520万円を超えると、100分の20から100分の30になるとのことだが、どのくらい影響を受けるのかとの質疑があり、理事者より、税制改正が行われたため、昨年度までは課税所得は公的年金控除があったが、今年度からは公的年金控除がなくなった。そのため収入自体は変わっていないのに、所得が底上げされ、人数が大幅にふえる結果となった。10月から3割を負担する人は238人で、そのうち所得の見直しで2割から3割になる人が132人、新たに年齢に達する人が106人となるとの答弁がありました。

別の委員より、今回の一部負担の改正による問い合わせはどのくらいあったか。また介護の認定を受けている一部の人は障害者控除が受けられることになっているが、どのようなPRをしているのか、権利として控除を受けられるわけだからもっとPRすべきだと思うがどうかとの質疑があり、理事者より、本会議で答弁させていただいたが、市税を含めると300件くらいの問い合わせがあり、その中に国保の分も含まれている。国保の分だけ特に把握はしていない。また障害者に対するPRは、福祉部門と協力して実施していくとの答弁がありました。

さらに別の委員より、出産育児一時金と葬祭費については国の補助はあるのかとの質疑があり、理事者より、葬祭費については一般財源であるが、出産育児一時金は3分の2が交付税で措置されているとの答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(石川和夫君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第52号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 日程第3、議案第53号、平成18年度福生市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案については総務文教、建設環境、市民厚生委員会の3常任委員会に審査を付託しておりますので、各委員長から報告願います。

まず、総務文教委員長青海俊伯君。

(総務文教委員長 青海俊伯君登壇)

○総務文教委員長(青海俊伯君) 御指名をいただきましたので、議案第53号、平成18年度福生市一般会計補正予算(第2号)歳入及び歳出予算のうち総務文教委員会所管分について審査報告をいたします。

理事者からの説明の後、質疑に入りました。

委員より、歳入において町会長協議会の推進するあいさつ運動と東京都の地域青少年健全育成支援事業補助金の関係について質疑があり、理事者より、東京都の場合は児童・生徒の登下校の見守りが主たるものだが、福生市のあいさつ運動は地域活動の一環としての活動として広く活動するものであるとの答弁がありました。

他の委員より、あいさつ運動において着用するユニフォームについても東京都の助成があるが、その使用方法についての質疑があり、理事者より、もっぱらイベント活動の折りの使用という形にしたいとのこと、日常的に老人会などが児童に声をかけるにしてもためらわざるを得ない社会風潮であるので、これらに対しましてはワッペンをつけて、あいさつ運動をしているということの理解を児童の御家族にもしていただくことを考えているとの答弁がありました。

他の委員より、地域保健サービス事業補助金のうちの地域猫の補助に関して実態はいかにとの質疑があり、理事者より、直近の数字で17頭の実績があること、また指定地域は2カ所を計画しているが、現時点では1カ所のみ活動であり、残り1カ所はここで活動を始める段階であるとの答弁がありました。

歳出においては、委員より、第一中学校前の歩道設置事業に伴う裁判関係の弁護士報酬金に関しての計算根拠についての質疑があり、理事者より、弁護士報酬の基準及び買収単価等に関しての計算根拠の説明がなされたところであります。

その後お諮りしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 次に、建設環境委員長、前田正蔵君。

（建設環境委員長 前田正蔵君登壇）

○建設環境委員長（前田正蔵君） 御指名をいただきましたので、議案第53号、平成18年度福生市一般会計補正予算（第2号）歳出予算のうち建設環境委員会所管分について審査報告をさせていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、町会等関係費のあいさつ運動の標語とポスターの締め切りがこの間ありましたけれども、応募数はどれぐらいかとの質疑があり、理事者より、ポスター標語応募数は146件の応募をいただきました。先日、町会長協議会の中の活性化部会の委員の方によりまして入選作品の選定が行われたとの答弁がありました。

別の委員より、このユニフォームは34町会にどれぐらいずつ配付したのかとの質疑がありました。理事者より、ユニフォームは財団法人自治総合センターより助成をいただいて作成したウィンドブレイカー395着、これを34町会に貸与させていただく予定です。町会ごとに最低10着を基準として、あとは加入者に応じて比例配分するとの答弁がありました。

また別の委員より、容器包装プラスチックのことで800万ほど差額があり、もう少し詳しく、それから桜の樹木診断ですが、157万5000円ですが、どういう計算で出ているのかとの質疑があり、理事者より、容器包装プラスチックの選別、圧縮、梱包委託料ですが、当初単価が50円が23円になったということで半値以下です。量的には少しふえております。業者が見込み違ったという感じもするが、そういう形で安くなっています。桜の樹木診断ですが、1本報告書が1700円、中に20本ほどは精密検査があり、これが2万円、それに消費税がかかりまして157万5000円という形になりますとの答弁がありました。

同委員より、業者が間違ったというか、報道なんかで不法投棄というような問題になったりしましたが、そういう心配はないのか。桜についても診断した後、萌芽更新ということもありますけれども、そろそろ限界と思われる木も何本かある。あるいは長期的に新しい木を植えていく、その方向性についてとの質疑があり、理事者より、容器包装プラスチックの不法投棄については確認を何回かしており、しっかりした工場で処理している。桜については五、六十年とか言われておりますけれども、現在45年経っています。診断後どうするかということで、本当に危ないのは切らなければならないだろう。その後の問題は今後協議していきたいとの答弁がありました。

さらに別の委員より、あいさつ運動事業補助金ということですが、町会を最近見ていると、子どもの見守りとか、いろいろな事件が起きているので、それとの絡みと、最近あきる野市では帰るときに市の無線で見守りを、声をかけましようとか運動を行っているが、当市ではそういったあいさつ運動などができないのかどうか。

それと、新・元気を出せ商店街ということで、イルミネーション事業が行われて、

この費用効果、そういう事業を見て市民の方はどういう反応をしているかとの質疑があり、理事者より、あいさつ運動ですが、直接的な目標は、町会の活性化、未加入市民の方に町会に加入していただくため、顔の見える地域社会をつくろうと。それには、まず最初にコミュニケーションの活性化を行おうということが趣旨であり、登下校時の児童の見守り活動についても、今後入っていく予定であり、東京都が今回補助金を助成される。都の方も福生市の趣旨と同様であり、助成をいただけるということでございます。新・元気を出せ商店街の関係でございますが、17年度の実績の報告を実施したところ、いろいろいただいております。イルミネーションフェスティバルですと金銭等は費用対効果で、金額にしてははないが、来場者数はイルミネーションのところですと、この期間内47万6000人の方が商店街に訪れたという報告をいただいております。全体のイベントとしても57万4000人近くの方が福生市商店街に来ていただいたと報告を受けているとの答弁がありました。

同委員より、町会とその防災との関係、下校時、そういった放送と絡んで、あきる野市みたいな形では企画しているのか。それから、最近小学生の中で地域で「こんにちは」と言ってもなかなかあいさつしてくれない。そっぽを向かれたりする。なかなか運動も難しい。その点はどうかとの質疑があり、理事者より、見守りの放送につきましては、9月から月、水、金の午後1時から放送を流すようにいたしました。あいさつをしない児童でございますけれども、これは見知らぬ人から声をかけられたら気をつけなさいということが徹底していることであるけれども、今回のあいさつ運動の中ではワッペンをつけて、このワッペンをつけている人は安全だというようなことも一応よいとしておりますとの答弁がありました。

さらに別の委員より、容器包装プラスチックのごみの内容について問題はないのかお聞きしたい。この収集が始まる時にマークのついているものということでチェックをしながらやりましたが、このごろは紙とか出ない限り容器包装プラスチックで集められるという感じで、収集日に見ていると相当な量が個人の家庭でも出ています。ゴミの内容に問題はないのかとの質疑があり、理事者より、容器包装プラスチックの内容の問題なのですけれど、現在は製鉄会社に持ち込まれて、コークスの代替になっているんです。それほど質については言われたい。これが疑木というか、杭みたいなものに使用する業者が福生市の担当になると厳しく、また羽村市では相当引き受け業者から質を高めろと言われてPR活動を随分やったことがあるそうだ。福生市は質はあまり問われていない。収集の段階では一定のルールを守っており問題はない。量がふえていることは確かですけれども、そういう意味で収集の開始を何とかしてほしいとの声がきていることも事実で、来年4月から何とか考えてみたいとの答弁がありました。

同委員より、羽村市の内容についてと、それから量がふえて不燃、可燃もかなり減ったし、そういう意味では収集の回数なんかもぜひ検討していただいて、容器包装プラスチックをこれだけ集めるのだったらこれも当然ふやしていただくようお願いしたいとの質疑があり、理事者より、羽村市の内容については、担当の方と話をする中で大変だったと聞いているが、広報に出したとか、その現場に出てそういう指導をした

ことも聞きますけれども、福生市はよかったねと。しかし、今後状況が変わればより一層のことが必要になってくるのかなあとというふうに思っていますとの答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後、お諮りしましたところ全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 次に、市民厚生委員長、大野聰君。

（市民厚生委員長 大野聰君登壇）

○市民厚生委員長（大野聰君） 御指名をいただきましたので、議案第53号、平成18年度福生市一般会計補正予算（第2号）歳出予算のうち市民厚生委員会所管分につきまして審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、地域生活支援事業費の中でコミュニケーション支援謝礼があるがどのような内容かとの質疑があり、理事者より、現在行っている手話通訳に関する事業であるとの答弁がありました。

別の委員より、健康診査費は1200人ふえたとのことだが、当初はどのくらい見込んでいたのかとの質疑があり、理事者より、18年度当初では1万人を見込んでいたが、1万1200人になるだろうと予測して1200人の増をお願いするものであるとの答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後お諮りしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたします、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第53号について採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第53号は各委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~  
○議長（石川和夫君） 日程第4、議案第54号、平成18年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件については市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願

います。

(市民厚生委員長 大野聰君登壇)

○市民厚生委員長(大野聰君) 御指名をいただきましたので、議案第54号、平成18年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきまして審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、保険財政共同安定化事業の制度について、経過とその内容についてもう少し詳しく説明してほしい。また、拠出金は今後続くのかとの質疑があり、理事者より、共同安定化事業については、国保事業が全国の市町村で大変厳しい状況にあり、国の施策で、将来的には広域的に国保事業を運営する計画となっている。その前段として20年4月から高齢者の一元化した広域医療制度ができることになっている。今回国保財政を安定化させる観点からこの事業が始まるものである。これは具体的には従来70万円が高額療養費の対象額だったものを10万円引き上げ、対象額を80万円とするとともに、新たな共同事業として1件30万円を超える医療費については80万円から80万円の部分について、市町村の拠出により国保連合会でプールしておき、そこでかかる医療費を一定の算式により国保連合会から各市町村に交付しようとする制度であり、本年10月から実施するものである。将来的には保険料の平準化、広域化を目指そうと国では考えているとの答弁がありました。

同委員会より、共同安定化事業は単年度で見ると歳入が2億1800万円、歳出で2億3900万円となっているが、これが逆転することがあると思うが、どういうときに逆転現象が起きるのかとの質疑があり、理事者より、制度的には現在行っている高額療養費事業と同じで、年度が終わって額が確定すると翌々年度、今年度でいえば平成20年度の拠出金の際に拠出金が多過ぎた場合には清算され、当該年度の交付金と一緒に歳入されることになるとの答弁がありました。

また別の委員より、前年度繰上充用金2億977万円で、その後543万円を徴収したことになるが、滞納繰越金も収納されているのかとの質疑があり、理事者より、保険税の滞納繰越金についても市税と同様に収納努力をしており、順調に入っているが、なかなか厳しい状況である。滞納繰越金に限らず現年度分を重点に努力しているとの答弁がありました。

さらに別の委員より、保険給付費の出産育児一時金と葬祭費については何件見込んでいるのかとの質疑があり、理事者より、10月からの半年分であるが、出産育児一時金は差額の5万円を90件で450万円、葬祭費は差額の2万円を140件で280万円見込んでいるとの答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(石川和夫君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 以上で質疑は終わります。

これより議案第54号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 日程第5、議案第55号、平成18年度福生市介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案については市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

(市民厚生委員長 大野聰君登壇)

○市民厚生委員長(大野聰君) 御指名をいただきましたので、議案第55号、平成18年度福生市介護保険特別会計補正予算(第1号)につきまして審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、さしたる質疑もなく、お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(石川和夫君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第55号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 日程第6、議案第56号、平成18年度福生市下水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案については建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

(建設環境委員長 前田正蔵君登壇)

○建設環境委員長（前田正蔵君） 御指名をいただきましたので、議案第56号、平成18年度福生市下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして審査報告をさせていただきます。

理事者の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、歳入歳出で市債は借換債だそうです、2億9200万円、今の説明では7.3%の金利を変えるためというのですが、これを借換債にして今度は幾らの金利で借りるのかとの質疑があり、理事者より、補正予算書の最初の公債費の2億9100万円の関係で、総務省から18年度の臨時特別措置としまして枠組みがございまして、今回は高金利対策といたしましては年利が7.3%以上7.5%未満、最終の償還日が平成22年9月20日以降ということと、平成11年度から16年度の5カ年において下水道事業で職員の削減率が4.6%以上達しているというのが適用条件でございまして、福生市の場合は平成11年度は12名から平成16年度は7名になっていますので、削減率は41.7%、これが適用条件になります。利率につきましては借り入れの時期、利率についても確定した段階で補正をするという形を考えているとの答弁がありました。

別の委員より、今回は7%以上の高金利の高いものを総務省の方である程度やっつけていいというふうなことだと、この下水道事業債は全部で88億円あるというが、その中で安い金利に借り換えるということは、今どんな状態で、その全体の様子がわかったら教えていただきたいとの質疑があり、理事者より、17年度現在の起債残高は94億3972万6000円という形で起債が残っているわけなのですが、この高金利対策としていわゆる建設原資を借りる段階では非常に高い金利がございました。今回の総務省からの枠組みで、今回の借入先といたしましては一応財務省と日本郵政公社、公営企業金融金庫の三つから貸し付けを受けているわけなのですが、今回該当するのは公営企業金融金庫からの特別の枠組みの中で高い金利を軽減する観点から、こういう措置のある場合には今7.5%から、多分2.5から3.0%ぐらいにはなっていくとは思いますが、現在ほかに財務省、あるいは日本郵政公社というまだ高い金利のものが確かに残っている。今後も金利の借り換えについては、これは福生市だけだというわけにはいきませんので、相手のあることです、その辺長期的なことで利子を軽減できますので、今後検討させていただくという形で、すぐに結論が出ないというところで御理解をいただきたいと思っておりますとの答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後、お諮りしましたところ全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第56号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 日程第7、議案第57号、平成17年度福生市一般会計決算認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告及び質疑を省略することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 御異議なしと認めます。よって、委員長の報告及び質疑は省略することに決定いたしました。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

まず、反対者、19番松山清君。

(19番 松山清君登壇)

○19番(松山清君) 議案第57号、平成17年度福生市一般会計決算認定について反対の討論をさせていただきます。

政府が国民への大増税路線に進み出した2005年度は、格差社会をより大きく広げ、ワーキングパワーという言葉まで生み出してきました。地方自治体もそのもとで大きな財政的制約を受けることとなりましたが、それに甘んじては市政運営をつかさどることはできないと思います。

福生市は財政力指数0.772と三多摩26市中25位と低い位置にありますが、これはあくまでも計算上のことであり、これに惑わされてはならないと思います。決算審議の中でも基地交付金を地方交付税算定に算入すれば0.892という数字が出されておりました。

こうしたことから基地交と地方交付税、このダブル関係で10億円を超える財源や特別交付税の交付、市民1人当たり三多摩2位の総額91億円もの積立金の保有、臨時財政対策債の借入枠など総合すれば三多摩26市中上位に位置する財政的な力が現在の時点ではあると思われるわけであります。

その自治体が17年度予算発表の時点で、新聞報道によればホームヘルプサービスを利用する低所得者、高齢者に行っている負担金補助のカット、15歳以上の結核予防診断などの廃止といった福祉削減が特徴と報道されていたことがあるわけであります。

決算も文字通りこの路線を進み続けてきた結果であります。枠配分方式の予算編成と銘打って、何か新しいもののように装いましたが、その内実は住民への負担増と施策のカットを当たり前という形で進めるものであります。

野澤市長は確かに市役所きっての財政通と思っているのかもしれませんが、

実態は今の政治レースに乗った主体性のない地方政治運営そのものだと私は思う次第であります。

今日、市役所が新しく生まれ変わろうとしているわけであります。今まさにこのような時点において住民の生活に視点を向けた財政、市政運営をすることを強く求めて、簡単でありますけれども、反対の討論とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 次に、賛成者、10番原島貞夫君。

（10番 原島貞夫君登壇）

○10番（原島貞夫君） 御指名をいただきましたので、議案第57号、平成17年度福生市一般会計決算認定につきまして、正和会を代表いたしまして賛成の立場から討論をさせていただきます

本決算は、さきの決算審査特別委員会におきまして慎重な審議を経て賛成多数で認定されたところでございます。野澤市長第2期目で最初に編成した予算は、市長が平成17年第1回定例会で述べられました施政方針の内容に沿って適正に執行されたものと判断いたしております。

平成17年度の国内景気は、全体的としておおむね上向き傾向ではございましたが、市を取り巻く環境はまだまだ厳しい状況にあったと思います。そうした中、市では歳入確保の面では収納対策本部の設置による市税等の徴収率向上、使用料、手数料等の見直しなど受益者負担の適正化等に努め、また歳出面では職員数や職員給与等人件費の見直しを初め事務事業の精査、経常経費の節減等に努め、行政改革を着実に進められました。

結果として、市税では収納率が0.3ポイント向上し、また後世につけを残さない財政運営を目指し、臨時財政対策債については前年度より1億8000万円少ない5億円の借り入れとし、また財政調整基金からの繰り入れは、16年度には2億2000万円の取り崩しでしたが、17年度の決算ではゼロとなっております。

こうした歳入の確保と歳出の抑制に取り組みながら、施策実施の面におきましては国、東京都の補助金等の確保に努力され、新庁舎建設事業、拝島駅自由通路整備事業、また負担金の関連になりますが、福生病院の建替え事業などの大事業も順調に進められました。その他市政全般にわたり予定されました主要な施策の実施も目標を十分に達成されております。

中でも輝き市民サポートセンターの開設は、市長が進める協働の推進を象徴するものであり、市民活動の拠点として多くの市民に利用されているところです。子ども家庭支援センターや適応指導教室の設置は、児童や保護者への大きな支援となっております。

都市基盤の整備では都市計画道路3・3・3・15号線（やなぎ通り）整備事業や、原ヶ谷戸緑地（仮称）新設事業などの実施、教育施設の整備では第三中学校ランチルーム整備事業、市民会館等リニューアル事業などが実施されております。

また、アスベスト飛散防止事業や、自動体外式除細動機の購入、保育園などへの防犯カメラ設置事業など当初の予定になかった事業についても速やかな対応がなされました。こうした数々の成果は多いに評価すべきものと考えます。

一方、今後の課題といたしまして、市長が施政方針の中でも述べられておりましたが、光と影のうちの影の部分の解決が不可欠であります。常々論議となっております市税を初め国民健康保険税、保育料、学校給食費などの未納、不納欠損の問題は極めて憂慮すべきものであり、公平負担の観点からその解決に向けた一層の取り組みが必要であります。

これは市長を初め職員の皆さんばかりでなく、我々議員も含め市民一人一人が市民であることの誇りにかけて解決していくべき問題でもあります。そうした全市民的な運動への発展なども考慮に入れた方策、手立てなくして、単に収納強化のみではなかなか解決できない困難なものと考えます。

市民と行政の協働はまちづくりすべての面で必要だと思います。課題は山積しておりますが、今後も「やすらぎ いきいき 輝く街福生」を目指し、市民と行政の協働によるまちづくりのさらなる推進を要望いたしまして、平成17年度福生市一般会計決算認定につきましての賛成討論といたします。(拍手)

○議長(石川和夫君) 次に、賛成者、16番青海俊伯君。

(16番 青海俊伯君登壇)

○16番(青海俊伯君) それでは、御指名をいただきましたので、議案第57号、平成17年度福生市一般会計決算認定につきまして、公明党を代表して賛成の討論をさせていただきます。

野澤市長は、17年の冒頭に当たり施政方針の中で以下のように述べられております。若干引用させていただきますが、「福生市の現状と課題、それに対する基本的な考え方について、今を生きる私たちは託された福生市をさらに輝かせるとともに、後世につけを残さないように施政を運営し、将来の福生市民に引き継いでいく使命があります。

また「やすらぎ いきいき 輝く街福生」を将来都市像といたします第3期福生市総合計画の前期基本計画は、平成16年度で計画期間が満了、終了いたしました。この前期基本計画では、市民が主体の市政運営を見据えた市民参画の推進、市民との情報の共有の促進、協働などを図りながら、計画化された101件の事業のうち94件に取り組み、着実に目標に向けて歩んでこられました」と云々とまだ続くわけでございますが、このような時代の要請の中で17年度決算という位置付けから見ると、いかに限られた財源、歳入を瑕疵的に運用していくかという歳出の時代即応力、緊急対応力、そして世代間負担の視点が16年度と同様に求められた年ではなかったかと思うわけでございます。

決算の数字は他の議員の賛成討論においても述べられているのであえて触れませんが、自主財源と依存財源の比率が45.3%と54.7%という、例年硬直化していると判断しております。

とするならば、決算認定において、いかに限られた財源を優先順位をつけて大胆かつ繊細に、市民サービスの生活の向上を第一義として、その判断基準としてその時代の要請、必然性をしっかりと見極めて、時代、時にかなった行政運営をしていかなければならないと考える次第でございます。17年度はまさしく少子高齢社会の真った

だ中に身を置く形での行財政運営でありました。

国民健康保険特別会計の一般会計からの繰出金につきましても、本来ならば何の利益も受けていない一般の被用者保険加入者から負担をいただくなどということは極力抑えなければならないわけでありますが、同じ地域に住み、生活を営む市民として互いに補完し合う仕組みづくりも必要なのではないかとも考える次第でございます。

ともあれ、現実の厳しさを明確に、透明性を高めて市民の皆さんに開示していく必要が高まった1年だったとも言えるわけでございます。

ともあれ、全中学校にランチルームの開設が完了し、また子ども家庭支援センターも動き始めました。一つずつ市民生活に直結した事業が実現し、手応えを感じさせる、この手応えが大切ではないかと思うわけであります。

問題点につきましては、決算審査特別委員会において明確に指摘をしたつもりでありますから、この17年度の決算認定の過程において出された意見を取捨選択をして明確に、市民満足度の高い行財政運営を今後とも推進していただきたいとお願いを申し上げます。17年度福生市一般会計決算認定において賛成の立場からの討論を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○議長(石川和夫君) 次に、賛成者、22番小野沢久君。

(22番 小野沢久君登壇)

○22番(小野沢久君) それでは、議案第57号、平成17年度福生市一般会計決算認定について、民主クラブを代表いたしまして賛成の立場で討論をさせていただきます。

従来より1日ふやして4日間で審査いたしました。しかもこの本会議場ということで、ゆったりしたスペースの中で4日間まるまる使った審査になりました。

当初予算は205億1800万円、決算総額205億6541万円、我が市の理想とする規模は大体200億円を切って、市長が言うには200億円を切って180億円ぐらい。だんだん近づいてはきているわけでございますけれども、今回は身の丈に合う予算編成ということで、3年計画の初年度ということで、枠配分方式という新しい方式でそれぞれの部に責任を持たせた方式、そしてなおかつ3%の一律カットで臨んだ予算でありました。

歳入では、市税の収納率の向上に努めたようですが、実績は92.6%、0.31ポイントのアップで26市の23位、不納欠損7297万円、収入未済額が5億4960万円となっております。全庁をあげてこれに取り組んだということでございますが、審査の過程ではなかなか全庁をあげたというような思いはいたしませんでした。なおかつ一層の努力をしていただきたいと思います。

歳出面では、新庁舎の実施設計、工事契約が行われました。市民輝きサポートセンターのオープン、原ヶ谷戸緑地、中福生公園の拡張など緑地の確保、学童保育の第二小学校の開設、施設の空き情報のインターネット検索、飛び入りでのアスベスト対策も完了いたしました。

中学校の給食にかわる方策として、給食対策のランチルームが一中、二中、三中の工事が終わりました。今年度は三中が終わりました。総額では8億円の費用がかかっ

ております。

この給食には私は大変大きな思いがあります。昭和51年の3月、私が初当選したのは54年ですから、その前に「中学校における完全給食の実施に関する請願」が採択をされております。昭和55年に中学校給食問題研究会が解散をいたしました。それから10年間の空白がありました。いろいろな議員が、さまざまな議員がそれぞれ入れ替わり立ち代わり給食の実施を一般質問で取り上げましたが、実現をいたしませんでした。その後、平成3年に自校直営方式による完全給食を実施するのが望ましいという答申が出ました。この自校直営方式というのがまた大きな壁となりましてなかなか進みませんでした。平成8年に弁当を持ってこられない生徒対策にデリバリーランチを始めることができました。12年に自校直営方式による完全給食は実施しないという結論が出ました。14年にデリバリーランチが廃止されました。14年に一中、二中のランチルームの設計費を補正予算に計上いたしました。16年から一中のランチルームの昼食が始まりました。

実にここまで28年の歳月がかかっております。ようやくできました。完全給食ということではできませんでしたが、今の方式がそれなりに理解をしていただける方式ではないかと思っております。ぜひこれもより教育的効果を多いに発揮していただきたいと期待をいたしております。

それから、他会計の繰出金、これは主に国民健康保険特別会計ですが、16年度に6000万円、17年度は2億400万円の先食いをしている。まさに自転車操業状態になっているのが状況でございます。どこかで穴埋めをしなければなりません。一般会計から6億600万円の繰出金があります。独立会計でありますから特別会計の繰り出しがどうするのか、これをこのままふやすのがいいのか。しかし、ふやすには多くの市民の理解が必要であります。ぜひ真剣な検討をお願いいたします。

公債費についてですが、公債費比率は7.6、26市中では大変少ない方ですが、これは一般会計の中に一部事務組合負担金や繰出金が計上されております。その中には起債の償還も含まれております。この償還の額は決算にはあらわれておりません。

西多摩衛生組合の負担金7億6836万円のうち4億7458万円の起債償還があります。福生病院の負担金が3億6321万円、そのうちの8464万円が償還であります。瑞穂斎場、あるいは広域処分場組合の合計で6億1198万円であります。老人ホーム等の建設費の負担として7160万円、下水道会計の繰出金7億7000万円のうち起債償還分が6億3230万円、一般会計にある公債費12億1800万円を加えますと25億3300万円の返済金があるわけであります。

実に決算額の12.3%に及ぶ大変な額になっているわけであります。下水道関係の起債はこれから減少いたしますか、福生病院はこれからふえる一方でございます。財政の硬直化がますます進むわけでございます。こんなことも今回の審査で明らかになってまいりました。

厳しい状況が続きます。税の重さを認識し、初歩的なミスのないように緊張を高めて、一層の努力を期待をしたいと思います。

これでは賛成だか反対だかわかりませんので、民主クラブの諸要望に前向きに取り

組んでいただきましたことに感謝を申し上げまして、賛成討論とさせていただきます。  
ありがとうございました。(拍手)

○議長(石川和夫君) 以上で討論を終わります。

これより議案第57号について起立により採決いたします。

本案に対する委員会の審査報告書は認定であります。

お諮りいたします。

本案は、委員会の審査報告書のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(石川和夫君) 起立多数と認めます。よって、議案第57号は委員会の審査報告書のとおり認定されました。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 11時25分まで休憩いたします。

午前11時7分 休憩

~~~~~

午前11時25分 開議

○議長(石川和夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8、議案第58号、平成17年度福生市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案については市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

(市民厚生委員長 大野聰君登壇)

○市民厚生委員長(大野聰君) 御指名をいただきましたので、議案第58号、平成17年度福生市国民健康保険特別会計決算認定につきまして審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、3年連続して値上げしたのに2億434万円の繰上充用という結果である。今後の見通しをどのように考えているのかとの質疑があり、理事者より、税率等を改定し、前年に比べて税収も上がっているが、それ以上に医療費が伸びており、17年度には16年度に比べて月当たり1500万円も医療費がふえている状況で、歳出額が歳入予想を大幅に上回り、このような結果になったものであるとの答弁がありました。

同委員より、結局毎年繰上充用でいかざるを得なくなると思う。18年度もそのような状況になると思うが、このような形をずっと続けていくのかとの質疑があり、理事者より、今後当然のことながら収納努力はしていかなければならないが、市長会等を通じて国や都へ構造的な問題も含めて要望していく。繰上充用については今後財政とも協議していきたい。なお、制度の広域化についてもまだ時間がかかると思うが、その間、何とかやりくりしていきたいとの答弁がありました。

さらに同委員より、収納努力をしているとの説明はあったが、収入別のランクで未済額がどのようになっているのか説明してほしいとの質疑があり、理事者より、所得

階層別では所得が200万円以下の数が按分すると全体の81.5%、滞納者数が全体で4060人なので、そのうち3309人、所得200万円から800万円以下の方は18%で731人、800万円以上が0.5%で20人となっている。滞納総額5億9844万円のうち200万円以下は按分すると56.5%、3億3812万円で、200万円から800万円が40.8%で2億4416万円、800万円以上が2.7%で1615万円となるとの答弁がありました。

同委員から、3年連続してこの結果であり、市民にこれ以上負担を押し付けるべきではないし、この決算はいい反省材料だと思う。この決算については反対だということを上申されるとの意見が出されました。

別の委員より、17年度の26市の収納率一覧表を出してほしいとの資料請求があり、全員異議なく理事者に資料提出を求め、休憩後資料の提出がありました。

同委員より、退職被保険者等療養費のここ二、三年の対象者数はどうか。高額療養費の上位3位までの病名と金額はどうなっているか。また健康家庭記念品はどのような目的で何世帯ぐらい出しているのか。それと保養施設補助金についての内容を教えてほしいとの質疑があり、理事者より、退職被保険者は15年度末が3174人で全体の13%、16年度末が3523人で14.3%、17年度末が3888人で15.7%となっている。

高額療養費は、1位が病名「急性大動脈解離」で金額が626万1000円、2位が「大動脈弁閉鎖不全症」で455万2810円、3位が「僧帽弁閉鎖不全症」で433万60円となっている。

次に、健康記念品は4月1日を基準日として過去1年間保険証を使用しなかった世帯に記念品として商品券を送ったもので、単身世帯の記念品が2500円で458世帯、2人以上の世帯は3500円で、世帯数は74世帯となっている。

また、保養施設事業は被保険者の健康増進とリフレッシュを図る目的で補助金を出しており、国民宿舎、国民休暇村、国民年金保養センターなどの公的宿泊施設を利用した人に出しており、単価3000円で54人となっているとの答弁がありました。

さらに同委員より、16年度では前年度より収納率が伸びている市が13市、下がっている市が13市あったが、17年度はどうかとの質問があり、理事者より、17年度は下がっている市が5市で、上がっている市が当市を含めて21市となっているとの答弁がありました。

別の委員より、繰上充用2億433万9000円という額はとてつもない数字だ。3年連続して保険税を改定したのに、2億円も不足してしまったが、担当としてどのように考えているか。また現年課税分の収納率が85.2%は26市で最下位である。努力しても結果は出ていないわけであり、そのことについてどのように考えるか。次に不納欠損の上位の額と収入未済の上位の額を教えてほしい。それと第三者納付金と一般被保険者納付金の件数を教えてほしいとの質疑があり、理事者より、福生市の特徴である低所得階層が多いことから歳入がなかなか伸びないことがこのような結果になったと考えている。一方、医療費については毎年右肩上がりで高齢者の増加に伴いさらに伸びることが予想される。これは国保事業の構造上の問題もあると思うので、

市長会等を通じて要望しているところである。

現年課税分の収納率については26市で最下位であるが、現年収納率を上げなければ滞納額がふえることとなるので、新規滞納者をふやさないよう努力しているところである。収納率向上対策本部を中心に全庁一丸となって現年課税分の年度内完納を目指して今後も努力していきたい。

不納欠損額の上位1位は117万5500円、2位が115万1600円、3位が116万6000円、4位が107万円、5位が104万1600円である。収入未済の現年、滞納繰越合わせた上位1位は205万8800円、2位が165万5800円、3位が163万9000円、4位が162万2800円、5位が158万7000円である。

次に、第三者納付金は交通事故1件分で、一般被保険者返納金は101件分であるとの答弁がありました。

同委員より、収納率向上に努力するとの覚悟のほどはわかったが、結果を出していただかないと困る。助役が本部長であるわけで、ぜひ結果を出してほしい。それと滞納ワースト5に年収800万円以上の人はいらぬのか。そういう人には重点的に納めてもらうことが必要だ。また、一般被保険者返納金は101件とのことだが、前年の87件よりふえている理由は何かとの質疑があり、理事者より、所得が800万円以上の方はワースト5には入っていない。一般被保険者返納金の件数増は、17年度から2名体制で実施し、事務内容の改善を図った結果であるとの答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後、審議の中で反対の御意見がありましたので、起立によりお諮りいたしましたところ、起立多数で原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

まず、反対者、19番松山清君。

（19番 松山清君登壇）

○19番（松山清君） 議案第58号、平成17年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について反対の討論をさせていただきます。

市民生活状況は依然として厳しい状況に置かれていることは明らかであります。それにもかかわらず国保会計が厳しいと言って3年連続の値上げをして国保加入者に負担増を求めてきました。その結果は決算審議でも明らかのように、結果として大幅な赤字となりました。

もともと国保会計そのものが国の負担金の削減と、大手薬品メーカーへの莫大な利益をもたらす薬価基準などによって、制度そのものが崩壊するように仕向けられてい

るわけであり、毎日毎日テレビで放映されるものは、アメリカを中心とした保険会社のコマーシャルで見られるように、国民には今、公的医療保険では治療は十分受けられないとの印象がすり込まれてきているわけであります。

今後診療も解禁されるようになってきている現在、だれもが安心して十分な医療を公的保険で受けられるように、これを守ることは大変大事になってきているわけであります。その土台となるのが国民健康保険制度であります。

どこの自治体でも確かにその運営に苦慮していることは明らかであります。もてる財政力を生かして、負担の増加を抑える努力をているところが各地にあるのではないのでしょうか。

今回の決算は大幅な実施をし、2億400万円の赤字に対して何ら打つ手がないといわんばかりの決算とし、今後の大幅値上げに道を広く開ける決算としたのではないのでしょうか。もともと収入の少ない加入者により重い負担を課すということを目指すことがあっては決してならないと思います。

私は今、福生市政の財政力からすれば、財政的な体力からすれば十分にこうしたものをカバーすることは可能であると思います。それをこうした形で負担がかけられるような形のものとして、決算として締めくくったわけでありますけれども、やはりここは一番市民の生活を守るという点で野澤市長の英断により一般会計からの負担増をする以外方法はないと思います。

こうしたことを求めながら、反対の討論とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 次に賛成者、1番加藤育男君。

（1番 加藤育男君登壇）

○1番（加藤育男君） 御指名をいただきましたので、議案第58号、平成17年度福生市国民健康保険特別会計決算認定につきまして、正和会を代表しまして賛成の立場から討論をさせていただきます。

国民健康保険特別会計は一般会計とは違い独立した会計で、本来その運営に要する経費は国庫補助金や国民健康保険税などで賄われるのが基本であります。しかし、現実にはほとんどの自治体が一般会計から財源の繰り入れを行っているのが現状で、財政基盤が脆弱であります。これは国民健康保険制度の成り立ちからある程度やむを得ないことだと考えます。

しかし、財源補てんのために一般関係からの繰り出しを無制限に行うことは、国民健康保険に加入していない一般市民の方の税金も当然入っており、加入者以外の市民との公平性の問題もあり、市民の方の理解を得ることは到底できないところでございます。

景気が若干上向いたとはいえ、本市にとってその恩恵によくするにはまだまだ時間がかかりそうでございます。まして本市の場合は低所得階層の世帯が多いため、税収の伸びを期待する状況ではなく、国民健康保険税収入の大幅増はとても望めそうもありません。

一方、医療費は高齢者の受診機会の増大など毎年右肩上がり、平成17年度では前年度比で毎月1500万円ほどの負担が増加しており、歳入が歳出に追いつかない

ことから、結果的に繰上充用を行わざるを得なくなり、赤字財政となってしまっております。他の議員さんも一般会計決算認定の中で自転車操業と表現されておりました。

このような厳しい財政運営を少しでも打開するため、平成17年度には助役を本部長とした全庁的な取り組みをして、福生市税等収納率向上対策本部を設置し、収納率向上のため努めたこと、あるいは国民健康保険レセプト確認事務委託や、職員の努力により一般被保険者返納金収入の増額など歳出の抑制に努力されていることには評価するものであります。

しかし、収納率については前年度をわずかに上回っていますが、結果的に26市中21位という状況で、なお一層の努力が必要なことは言うまでもありません。

また、前年度に引き続き今決算でも2億433万余円の繰上充用が生じてしまったことから、可能な限りあらゆる対策を講じなければならない深刻な事態になっていることも事実でございます。

今後は成果を出すために実のある収納率向上対策の強化を図ること、医療費抑制のためのさまざまな施策の充実を図ることなど具体的な対策が不可欠であると考えます。特に本年策定した「健康ふっさ21」で提言されたさまざまな施策を積極的に展開することにより、医療費の抑制に効果を上げることができると考えます。

そのためには組織の壁を打ち破って、全庁をあげて取り組まなければなりません。さらに制度の問題解決のために今まで以上に国や東京都に強く働きかけることも必要であり、市長さんを先頭に運動を展開されることを要望いたします。

今後の国民健康保険の健全な運営に当たっては、市民の方々に十分理解していただけるための御努力をお願いいたしまして賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○議長(石川和夫君) 以上で討論を終わります。

これより議案第58号について起立より採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(石川和夫君) 起立多数であります。よって、議案第58号は委員長の報告のとおり認定されました。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 日程第9、議案第59号、平成17年度福生市老人保健医療特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案については市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

(市民厚生委員長 大野聰君登壇)

○市民厚生委員長(大野聰君) 御指名をいただきましたので、議案第59号、平成17年度福生市老人保健医療特別会計決算認定につきまして審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、さしたる質疑もなく、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第59号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第59号は委員長の報告のとおり認定されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第10、議案第60号、平成17年度福生市介護保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案については市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

（市民厚生委員長 大野聰君登壇）

○市民厚生委員長（大野聰君） 御指名をいただきましたので、議案第60号、平成17年度福生市介護保険特別会計決算認定につきまして審査報告をさせていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、財政安定化基金を8200万円借りているが、これはどのようにして返済するのかとの質疑があり、理事者より、これについては第3期事業計画の中で返済していくことになっているとの答弁がありました。

同委員より、第3期でこの8200万円を返すため料金改定を行っているわけだが、拠出金はどのような基準でやっているのかとの質疑があり、理事者より、これは第2期事業計画、平成15年度から17年度までの3カ年の給付費の0.1%を3年間で割り返した額であるとの答弁がありました。

別の委員より、介護保険料の収納率が94.1%で昨年度より下がっている。国保と同じようになると懸念されるがどのように考えているか。次に、認定調査費の手数料について内容を説明してほしい。それと高額介護サービス費については、予算では1100万円が決算では2600万円になっているが、内容はどうなっているのかとの質疑があり、理事者より、介護保険料の収納率は前年度と比べて1ポイント下がっており、その前から比べると確かに下がっている。介護保険制度は平成12年10月

から開始され、保険料も当初は経過措置があったが、段階的に特例措置がなくなったためだんだん負担が大きくなり滞納額がふえてしまった。制度の不理解もあるが、今後とも収納課と介護福祉課と共同して収納率の向上に努めていきたい。手数料の内容は、主治医意見書で制度改正により認定期間が延びたことにより意見書の件数が減ったものである。また高額サービス費は、制度改正により負担段階が変わったことにより高額に該当する人が多くなり増加になっているとの答弁がありました。

別の委員より、不納欠損は年々ふえているが、件数と内容を説明してほしい。それと電算のシステム改良費はどのような内容か。財政安定化基金貸付金は18年度から返すとのことだが、どのような形で返すのかとの質疑があり、理事者より、1号被保険者の不納欠損の期別件数は759件、人数は303人である。今回介護保険法200条の規定により2年間の時効がきて不納欠損となってしまったが、この間再三督促、催告、訪問等を繰り返したが、残念ながらこのような結果となったものである。納付しない理由は制度への理解不足が多く、実際介護保険を使っていないから納めないというケースもあった。今後もPRに努めるとともに一層の収納努力をしていく。次に電算機システム改良委託882万円についての内容は、介護保険事務処理システムの法改正対応に伴うもので、施設での入所負担の見直し、介護給付費の新設、負担のあり方の見直し、予防給付の新設などである。財政安定化基金貸付金については、第2期で1億3350万円の貸し付けを受けており、これを第3期で3分の1ずつ返済することになっており、18年度から20年度までに1年間4455万円返済するものであるとの答弁がありました。

さらに同委員より、介護保険制度の理解が不十分で払わない人はどのくらいいるのか。財政安定化基金については、前期の借入金を第3期で返すが、第3期でもまた借入金をすると、また次期に負担が出てくると思うが、どのように考えているのかとの質疑があり、理事者より、介護保険料への跳ね返し分については、第3期の介護保険事業計画を策定する際に考慮している。不納欠損については、9割方の人が理解不足であり、その他亡くなった方もいるとの答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第60号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第60号は委員長の報告のとおり認定されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第11、議案第61号、平成17年度福生市下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案については建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

（建設環境委員長 前田正蔵君登壇）

○建設環境委員長（前田正蔵君） 御指名をいただきましたので、議案第61号、平成17年度福生市下水道事業会計決算認定につきまして審査報告をさせていただきます。

理事者の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、下水道使用料収入状況の関係で、平成17年度と16年度を比べますと、未済が16年度は872万6693円、17年度は801万8805円と70万円が減っている。これはどんな努力をされたか。使用料及び手数料が、決済額には下水道施設占用料25万9000円が含まれている。この下水道占用料の意味についてとの質疑があり、理事者より、下水道使用料収入状況でどんな努力かということなのですが、収納率2%上がっています。基本的には水道業務の方にも委託しております。水道業務の職員も努力して2%上がったということでございます。占用料につきましては使用料及びという形の占用料です。福生コンクリートにつきましては66.5平方メートル、福陽会につきましては83.65平方メートルの12カ月分です。その分を合わせて25万9459円という手数料のほかに占用料があるとの答弁がありました。

別の委員より、雨水貯留浸透施設設置助成事業実施状況とありますが、先ほど説明がありましたが、17年度決算の流れから見ますと、11年度は19カ所、12年度は16カ所、15年度は12カ所ということですが、昨年場合は4カ所少し下回っているのですが、こういった傾向というのはどのように捉えられているのか。この助成金、一般家庭の雨水に対して補助金でどのくらいの金額が支払われるのかとの質疑があり、理事者より、雨水貯留浸透施設設置助成事業実施状況という形で、17年度は4カ所という形で、環境など合わせまして地下に浸透、還元させようというねらいであり、なかなか4カ所という形での15カ所、例えば1軒の家屋で3カ所つく場合もあるし、4カ所の場合もあるし、これは1カ所当たり8万3000円ほどのお金なのです。いずれにしても、広報紙でお知らせをしながら住民の方にこの雨水浸透ますの設置を周知しているが、普通の雨、小降りの場合には十分に機能できる施設と考えられる。今後もPRしていきたいと思いたいとの答弁がありました。

同委員より、17年度もかなり大水が出たというふうな経緯がありますけれども、一般家庭の雨水については道路に流していいというのか、最近の建売りなんかを見ているとますます道路に流れ、川みたいになっている状況も見ているのですが、実際のところ、17年度はどういうふうな状況なのかとの質疑があり、理事者より、

雨水浸透ますの状況につきましては、建売り等の開発、都市計画法に伴います例えば道路を入れて住宅をロット割で幾つか分譲してやる、そういう場合にはいわゆる都市計画法上の中の規程の中でそれは浸透ますをつくる。その敷地から出るであろう水を想定しましてそこに100%の浸透ますをつくる。一般の家庭におきましてはそこまでの縛りがございませんので、特にそういうところを強く指導していきたいと思えます。PRが不足しているという部分では、数字的に表れているとの答弁がありました。

また別の委員より、課長の説明の中でございますが、不明水というのがありました。それについての説明をとの質疑があり、理事者より、6市1町で構成している多摩川水再生センターの処理場の不明水は何かという形になりますと、例えば管の中から湧き水が入っているとか、福生市は管の中を調査したり、調査日を設けて年次的に管についての調査はしているところなのですが、これがどこから出ているかというとなかなか把握ができていないという状況なのです。いつも会議の中では取り沙汰されて、結論には達していないというのが現状ですとの答弁がありました。

さらに別の委員より、昭島市残堀2号幹線築造工事負担金で、当初予算が4000万円ぐらいだったのですが、結局5900万円ということで、前からいろいろあったものですから、この年は工事的には特に問題はなかったかどうかとの質疑があり、理事者より、昭島市残堀2号幹線築造工事負担金の関係でございますが、基本的には昭島市に事務委託をお願いしているところなのですが、今回設計の中で当初設計と実施設計の段階では薬液、いわゆる地盤を強化、補強するという薬液注入剤が当初予定していなかったということから、その分が設計変更増という形になっておりますとの答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後、お諮りしましたところ、全員異議なく原案のとおり認定することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御認定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第61号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第61号は委員長の報告のとおり認定されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 午後1時まで休憩いたします。

午後0時1分 休憩

午後1時 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12、議案第62号、平成17年度福生市受託水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案については建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

（建設環境委員長 前田正蔵君登壇）

○建設環境委員長（前田正蔵君） 御指名をいただきましたので、議案第62号、平成17年度福生市受託水道事業会計決算認定について審査報告をさせていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、現在の収納率はどのくらいなのか。給水停止などあるのかどうか。福生市の水はおいしいですと答えをいただいたのですけれども、おいしい水の条件みたいなこと、また夏になると水不足、節水の呼びかけなど以前はあったが、節水の意識というか、これについてどんなふうにとらえているのかとの質疑があり、理事者より、現在の収納率、3月末現在90.57%、これにつきましてはまだ納付の期限がきていないものもあり、7月末現在の収納率で17年度単年度で調べたところ94.2%、未納金額が696万684円でございます。

おいしい水については、根拠といいますと、福生市の場合は地下水が60%、都水が40%をブレンドして給水しているというところで、地下水は言うまでもなくおいしいと思いますが、40%の都水でございます。国の基準でいきますと残留塩素などは国の基準で1リットル当たり1ミリグラム以下、東京都の場合は1リットル当たり0.4ミリグラム以下というふうな基準で水質検査をしております。不快な味の有機物、国の基準の5分の1以下ということでおいしいと言える。節水については、夏場にかんがりの雨量が多くて十分足りている現状です。給水停止をしているかどうかについては、毎月対象者400から450件ぐらい、その中を調整しながら最終的に40から50件の給水停止をしておりますとの答弁がありました。

同委員より、トイレ、あるいは洗濯とかそういうところに水がわりあいに一番多く、屋根に雨水を溜めてそれを流すとか、飲み水はもったいない、そんな話をされることはないのでしょうかとの質疑があり、理事者より、たしかにトイレや洗濯にそういう水に水道水を使うということは、大変に貴重な水ですが、なかなか設備投資が難しいと思うのです。今後その辺は課題になってくるのかなと思っておりますとの答弁がありました。

別の委員より、理事者の答弁で収納率90.57%ということだったのですが、未納件数が3万8661件、未納金額も累計ですごい金額になっているようですが、その辺の説明をお願いします。それと不納欠損227枚で58万2320円というふうなこと、この表の見方を説明していただきたい。

それと、歳入決算で震災対策用応急給水槽電気設備保守点検委託料というのがある

のですが、17年度は大きな停電もなかった。電気が止まったということ想定しての対応だと思うが、その辺の内容について具体的にとの質疑があり、理事者より、17年度の1億1322万2122円の未納金は累計なのかどうかということですが、単年度17年度で、その7月末までですと691万6684円になりますということでございます。不納欠損金58万2320円でございますが、これは時効が水道の場合は2年ということで、123世帯になっています。震災対策用応急給水槽電気設備保守点検委託料でございますが、非常用発電機の保守点検で毎月1回実施しております。

同委員より、17年度の関係なのですが、いろいろテロの問題とか、あるいはことし起きた大停電の関係とか、そういったものについては十分対応できる17年度であったのかとの質疑があり、理事者より、テロ対策の関係で、たしかに浄水場を扱っておりますし、実際昨年4月1日から東京都に移行しておりますが、我々もその中におりますので、毎朝1回周囲を点検したり、午前中1回、午後1回と時間は不規則ですが実施しております。また、来庁者については台帳を設けて住所氏名を記載していただくようにしています。また停電の関係ですが、これは自家発電で十分対応できるというふうに自信を持っておりますとの答弁がありました。

また別の委員より、検針件数というのがありますが、この偶数月ですが、偶数月は1万5000円で、奇数月は1万7000円、おもしろい数字で出ているのですが、この仕組み、検針のことについて。また、高齢者の1人暮らしというのが福生市でもかなりふえていると思います。9月13日、読売の夕刊に出ているのですが「都の水道局はメーター検針を自動検針に切り替える方針」自動検針システムの開発過程で考案されたことが見守りサービスを、高齢者の見守りサービスを始めようということで、都内23区内には1人暮らしの、65歳以上が30万人いる。「1人暮らし24時間見守ります」というタイトルなのですが、水道の使用量を記録できる電子メーターを高齢者宅に設置し、PHS末端機を使ってデータを高齢者の家族、子どもさんとか娘さんとかの見守る人にメール送信する仕組み、三多摩とか福生の方へ波及することがあるでしょうかとの質疑があり、理事者より、検針件数の関係ですが、偶数月と奇数月の関係でございますが、偶数月が熊川地区、奇数月が福生地区にしております。水道局に確認したところ、見守りサービスの実施試験モニター募集の記事です。今回の募集件数は100件で、募集期間は今月いっぱい、実施期間は平成19年3月から20年2月まで実施して、この結果に基づいてコストや通信状況、また今後のニーズなどを検証して、それに基づいて本格実施するかどうかを検討していきたい。23区に限定している記事になってございます。多摩地区の統合市町には設置していきたいとの御回答をいただいておりますとの答弁がありました。

さらに別の委員より、消火栓設置工事106万7850円ですけれども、消防費のところ、耐震性汚水層新設事業費みたいに計画的にやっているのか、内容についての質疑があり、理事者より、この消火栓設置工事につきましては、一応消防法の関係がありまして、市の方といたしましては防災関係の方から要望がありまして、それに基づいて設置している状況でございますとの答弁がありました。

同委員より、その充足率とか達成率をお聞きしたいとの質疑があり、理事者より、市内全域にはすべてクリアしております。ただ老化しているものなどがあり、取り替えなどもやっておりますとの答弁がありました。

またさらに別の委員より、工事費とか委託料とかあるのですが、特に調査委託とか、そういった類のものがここに出ていないのですが、先日広島で大変な水道事故がありました。いわゆる30年以上点検していない状態があったということで、そういう事実があるのかということが初めてわかったのです。福生市の場合には配水管の点検なり取り替えについてはこの1年間どのような調査、あるいは実績についてお伺いしたい、あわせてこれは大丈夫なのかとの質疑があり、理事者より、点検しているかどうかということですが、確かに広島のおあいう事故は大変なことなので、東京都におきましても配水管の本管につきましては1年間毎月点検している。それと市とまた東京都と協力しながら漏水調査をしていますので、福生市の場合は安全ですとの答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後お諮りしましたところ全員異議なく、原案のとおり認定することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御認定くださいますようお願いをいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第62号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第62号は委員長の報告のとおり認定されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第13、陳情第18-6号、児童扶養手当の減額率の緩和に関する陳情書を議題といたします。

本件については市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

（市民厚生委員長 大野聰君登壇）

○市民厚生委員長（大野聰君） 御指名をいただきましたので、陳情第18-6号、児童扶養手当の減額率の緩和に関する陳情書について審査報告をさせていただきます。

委員より、この陳情は諸情勢を考慮して採択してほしいとの意見が出されました。

以上のような意見の後お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり採択することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

これより陳情第18-6号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、陳情第18-6号は委員長の報告のとおり採択されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第14、陳情第18-8号、上限金利の引き下げ等により、中小零細事業者・消費者等の健全な生活を守り、多重債務問題根絶のため「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取り締まりに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める陳情書及び日程第15、請願第18-1号、出資法の上限金利引き下げに関する請願書の2件を一括して議題といたしました。

本2件については建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

（建設環境委員長 前田正蔵君登壇）

○建設環境委員長（前田正蔵君） 御指名をいただきましたので、陳情第18-8号、上限金利の引き下げ等により、中小零細事業者・消費者等の健全な生活を守り、多重債務問題根絶のため、「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取り締まりに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める陳情書及び請願第18-1号、出資法の上限金利引き下げに関する請願書の2件につきまして一括して審査報告をさせていただきます。

委員より、この陳情につきましては、近隣でほかに出されているところがありましたら教えていただきたいとの発言があり、議会事務局より、現在26市中提出のあったところが18市、それからこの提出された中で採択された市が10市あります。また9月に審査予定は4市でありますとの報告がありました。

別の委員より、多くの方々がこのことで非常に大変な生活を強いられているという事実があります。上限金利の問題が生活のぎりぎりのところまできておりました、ここが一番のネックとなっていて、市民生活の一番の脅威となっていると思われまます。まさに国の方で微妙な段階になっていますが、地方議会としてはより密着した市民の声と実態を国会の方に上げていくというのは非常に大事だと思いますので、ぜひとも国会の方に意見書として上げていただきたいと思っております。ぜひ採択してほしいとの意見がありました。

以上のような意見の後、2件を一括してお諮りいたしましたところ、本2件については全員異議なく、採択することに決定いたしました。

何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

これより陳情第18-8号及び請願第18-1号の2件について採決いたします。

本2件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。

本2案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、陳情第18-8号及び請願第18-1号の2件については委員長の報告のとおり採択されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第16、議案第63号、福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（7番 中森富久君登壇）

○7番（中森富久君） それでは、御指名をいただきましたので、議案第63号、福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由並びに説明をさせていただきます。

それでは、初めに条例の説明をさせていただきます。例規集では569ページをお開きください。

福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の別表1中、52万7000円を47万4000円に、47万1000円を42万3000円に、45万4000円を40万8000円に、44万7000円を40万2000円に改めるものです。

なお、附則といたしまして12月1日より、施行いたそうとするものです。

P283に〔〕
内発言の訂正
発言あり

〔この条例が施行されたとき、19年度で約1億7621万8960円の歳出削減になり、議員定数2名削減したときより114万7000円の効果があり、ことしの12月より施行するため、さらに18年度中に約690万円の削減につながります。また18年度、19年度中における歳出削減の総額は1億8311万8960円となり、教育や福祉等に有効に活用されることを付託できます。〕

今回の報酬を削減するに当たり参考にしたデータがあります。その基本的データは福生市の市税が26市の中で25番目であること、報酬を10%削減することにより26市の中で議員1人に対する市民の税負担が少なくなります。と同時に、市民が困ったとき市民2800人のうち1人の議員が必ずいるということです。つまり何かあったときに最も身近に議員がおり、最も負担が少ない市ということになります。また

公債費償還金、いわゆる借金の返済額が、過日行われました決算特別委員会にて17年度決算において一般会計全体の約10%を占めていること、そして地方議員の報酬について全国市議会議長会の調査で5万人以上10万人未満の市では全国平均、議員1人月額報酬が40万3000円であること、そして今回の削減ではさらにそれより1000円下げるといふ数値になっております。

今多くの自治体で議員の定数の削減の嵐が起こっております。この後に議員定数削減案が審議されることとなっております。今回この議案を提出するに当たりいろいろと視野を広くし調査をしてまいりました。

本来、議員の報酬について、議会改革検討協議会の中で十分に議論されるべき重要なことであります。また議員定数につきましても同様で、中身や計画、そして将来に対するビジョンがしっかり示され、議会として市民の皆様の御意見を伺う中で報酬や定数削減についてお諮りするべきものであると考えます。

今求められていることは、市民と議会をいかに近づけていくのかということを中心に議論し、地方自治を担う仕組みを市民の皆さんとともに考え、議会に反映し、議事機関としての役割を見直していく必要があると思っております。

地方分権一括法により、国からこれをやりなさいという法定受託事務の時代は終わりました。福生市のことを福生市で決めていく分権型社会に、言い換えて私はいつも地域主権というふうに呼んでおりますが、そうした国の持っていた権限を地方独自の裁量で決定できる時代に入りました。

そうしたことを踏まえ、議会として権限の強化、議員の仕事と役割の明確化、議会運営の方法、また二代表制そのものを変えていこうという意見もあちこちから出ております。

他方、国の改革や制度の変更などにより市民生活に大きな影響が出ております。平成17年12月9日、内閣総理大臣あてに地方制度調査会会長諸井氏より「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方」に関する答申が出されました。議会のあり方の項目の一つに、議会に対する期待と評価があります。「議会には多様な民意の反映、さまざまな利害の調整、住民の意見の集約などの役割が求められており、議会の構成や運営において、議会の意思と住民の意思が乖離しないような努力が従前にもまして必要とされています」と答申が出ております。このことが本来の議会のあり方であると考えます。

特に重要な点は多様な民意の反映とされております。また、求められている議会のあり方に向けての具体的な方策として、幅広い層からの人材確保等とあり、住民を代表する議会の議員に幅広い人材を確保できるように、女性や勤労者が議員として活動する上での便宜に資するよう、休日、夜間等に議会を開催するなどの運営上の工夫をすべきである。また制度面では、勤労者が議員に立候補でき、また議会の議員と当該団体以外の地方公共団体の職員との兼職を可能とすることも検討すべき課題であるという答申を出しております。

つまり、身近な存在である市民が、議員として住民の意思を反映する仕組みが求められ、これこそが地方議会のあるべき姿なのです。この本来の姿に向け着実に進めて

いくことこそが解決に向けての道筋だと考えます。

その一方で、議員定数削減という方向性もあります。そこで定数削減をすべきだという人のお話をよく伺ったところ、よく聞けば非常に議員の報酬が高いと考えていたが、議員みずから報酬を削減するという考えを示さないであろうと考え、定数を削減しろという考えになったと話されていたとの報告があります。つまりボランティアで活動しているならばよくやっているという評価につながり、他方、お金が絡むことにより、役割や活動がわかりずらいため報酬が高い、だからもっとしっかりやれ、やらないなら定数を減らせという構図です。

歳出の面からは定数であろうが報酬であろうが歳出は削減されます。しかし、定数削減をしていくという問題は、今現在、高齢者控除の廃止、配偶者控除の廃止、介護保険制度、医療制度改革、三位一体の改革など分権の波と制度の改革などいろいろな事が推し進められ、その結果、所得格差を含むいろいろな問題が市民生活に大きな影響が出ていると思います。

過日、9月議会の一般質問が行われておりました。今回も多くの議員が一般質問を行い、そのために今までの時間では枠が足りなくなりそうだとということで3日間から4日間に変更いたしました。

また、その中で質問事項が同じに見えても質問の中身が異なっているということも今回の福生市議会のひとつの特徴であるという事実がありました。1人1人の議員が市民のために多角的に同じ問題を見ているということです。

また、17年度一般会計決算特別委員会でも今まで3日間行っておりましたが、議員のいろいろな質問も想定されるということで、日数を4日間に延長いたしました。これも先ほどと同様で中身の違う質問でありました。

そこで、大きく視野を広げ、他の議会と比較して今福生市の議会はどのような状況なのかという現状を認識する必要性があると思い、調査した結果、開かれた議会を目指す会という会が平成17年に行った調査で「平成16年度における議会活性化・開かれた議会度」1都6県ランキングをひとつの指標とさせていただきましたが、1都6県で192の議会にアンケートを送付し、回答してきた議会が181議会ありました。その評価の結果、福生市議会のランキングは16位でした。1都6県181議会ある中で16番目です。そういう位置であります。この評価は市民が判断すべきだというふうに思いますので、評価につきましてはお任せをいたします。

また、福生市の選挙の投票率について調査を行いました。手元にある資料ですが、昭和34年4月30日に行われた選挙では定数は24でした。当日の有権者数1万1334人、投票者数1万339人、投票率91.22%でした。当日の有権者数を24で割ると430人に1人の議員がいる時代です。そしてはしょりまして平成15年に入ります。15年4月27日では当日有権者数4万7286人、投票者数2万5895人、投票率54.77%でした。このとき2149人に議員が1人いるという状況です。

これを全部のデータを見直しました。人口がふえていくと投票率が下がっているという数字になるのですけれども、これが正確なこういう評価でいいのかどうなのかと

ということになるのかどうなのか、実はある一定のところの方が投票して、行っているのではないのかというようなことも考えられると思います。しかしながら、それはこういうふうな数字になっているということだけ抑えておきたいと思います。

そうした市議会議員の定数削減を進めていくということは、本来の市民が求めている答えと、出そうとしている中身が入れ替わっており、市民と議会の距離がどんどん離れ、市民から遠いところで物事が決まってしまう、そんな危険性や、また定数を削減することにより、行政への監視機能の低下など、簡単に定数削減イコール改革が成功するという単純なものではないはずです。

ですから、私たち6人は基本に立ち返り議員の報酬そのものを見つめ直しました。本来市議会議員の報酬は費用弁償的な考え方がその根本にあり、国会議員の報酬とは基本的に異なります。市民にわかりにくい、活動していないのではないのかということで、今回報酬10%削減の条例を超党派の議員の方と提出いたしました。

定数削減も考えました。しかし、議員2名を削減するという事は、約2000名の思いや意思が損なわれるという事実があります。また市民から議会が離れていくという事実だけが残ります。これがどの程度影響があるのか、直接そうしたことについて議会として市民の方と話し合いを持っていないためわかりません。

そして、大きな視点で今ある福生市の自治のあり方をよく見つめたとき、定数の削減という政策には不備がある以上、そうした政策よりも私たち6人はこれから議会の担う新しい人たちの場と、そして多様な民意にこれ以上歪みが出ない制度であることを市民の意見に耳を傾け、本来伝えなかったことを踏まえ、報酬のあり方に着目し、それを政策といたしました。

26市の中で何かあればすぐ近くにいる最も近い存在で最も市民負担が少ない点、181の議会の中で16番目に位置している点、自治の仕組みが十分整っていない点、簡単にいえば市民への影響が全くなく、我々議員一人一人が市民のために削減することこそ改革の第一歩であると考えます。

そして、説明なのですけれども、開かれた議会を目指す会では、議会の評価と同時に議員評価表の考案があります。ですので、そうしたことを含め市民の方が十分評価を行っていく中でどうなのだとすることを議論していただければというふうに思っております。以上、お願いをいたします。

そして、以上で説明の方と提案理由を終わるのですけれども、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明とさせていただきます。(拍手)

○議長(石川和夫君) 暫時休憩いたします。

午後1時37分 休憩

~~~~~

午後1時40分 開議

○議長(石川和夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(7番 中森富久君登壇)

○7番(中森富久君) 発言訂正をさせていただきます。

○議長(石川和夫君) この際、中森委員より発言訂正の申し出がありますので、こ

れを許します。

P283に〔〕  
内発言の訂正  
発言あり

○7番(中森富久君) [19年度で約1億7621万8960円の歳出総額というふう  
に訂正してください。削減を総額にしてください。]

失礼しました。削減総額が1億76…………]

○議長(石川和夫君) 1時55分まで休憩します。

午後1時42分 休憩

~~~~~

午後1時55分 開議

○議長(石川和夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、中森議員より発言の訂正の申し出がありますので、これを許します。

(7番 中森富久君登壇)

P279・P283
〔〕内発言
の訂正発言

○7番(中森富久君) 大変失礼いたしました。それでは[「この条例が施行された
とき、19年度で約1億7621万8960円の歳出となり、議員2名削減したとき
より114万7000円の効果があり、ことしの12月より施行するため、さらに1
8年度中に約690万円の削減につながり、教育や福祉等に活用されることを付託で
きます」]にさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長(石川和夫君) ただいまの発言のとおり訂正することに御異議ございません
か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 御異議なしと認めます。よって、発言を訂正することに決定
いたしました。

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第63号は、委員会の付託を省略することに御
異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第63号は委員会の付
託を省略することに決定いたしました。

これより議案第63号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 御異議がありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(石川和夫君) 起立少数であります。よって、議案第63号は否決されまし

た。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第17、議案第64号、福生市議会議員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（5番 大野聰君登壇）

○5番（大野聰君） それでは、やらさせていただきます。本来ならば会派の代表が提案理由の説明等させていただくところでございますけれども、私が御指名をいただきましたので、提出者を代表いたしまして、議案第64号、福生市議会議員定数条例の一部を改正する条例につきまして提案理由を説明させていただきます。

今回の条例の提案は、平成19年4月に執行される福生市議会議員選挙から市議会議員の定数を改正し、22名を20名としようとするものであります。この議員提案は提出者8名、賛成者6名でございます。

例規集では35ページでございます。

それでは、議案の御説明をします。

福生市議会議員定数条例の一部を改正する条例、福生市議会議員定数条例、昭和30年条例第4号の一部を次のように改正するというので、22人を20人に改める。

附則といたしまして、施行期日等で1番、この条例は公布の日から施行する。

2番といたしまして、改正後の福生市議会議員定数条例の規定は、施行日後最初に行われる一般選挙より適用するというものでございます。

それでは、福生市議会の議員定数削減の提案理由等について御説明をさせていただきます。

御承知のとおり、景気は上向いたとはいえ、福生市では長引く不況の影響を受け、依然として税収がほとんど伸びない状況で、非常に厳しい財政運営を強いられております。

そのような中で、市民の皆さんの市役所や議会に対する眼も一段と厳しくなっており、特に議会や議員に対して議員定数の削減の要望が多くの方から寄せられています。

議会といたしましても、このような多くの市民の方々の声にこたえるため議会改革検討協議会を設置し、多くの課題を挙げ、市民に開かれた議会改革を目指し鋭意検討を進めているところであります。

しかし、協議会では議員定数の削減などについて賛否両論の意見があり、結論を得られない状況にあることは御承知のとおりであります。

今般、多くの議員から自発的に議員定数を削減すべきだとの声上がり、多くの市民の皆さんの声にこたえるため条例改正案を提案したものであります。

今回の改正は、今まで申し上げたように、市民の皆さんの議員定数削減の声が大きくなっていることや、多くの議員の賛同を得たことのほか、次のような事項を理由として上げております。

一つは、多摩26市では平成14年度以降12市が定数削減を行ってきており、そ

の結果、当市の場合議員1人当たり人口数が26市平均と大きく乖離しており、他市と比較しても議員数が多い状況であること。

二つ目には、行政側では本年3月に平成18年度から平成21年度までに実施すべき行政改革として「第4次行政改革大綱」を策定し、職員数削減などを目指しており、行政側に行政改革の推進を求めている議会としても定数削減を行う必要が生じていることなどの理由によるものでございます。

もとより、議会としては行政改革を進めるための方策として議員報酬の引き下げを行うことも一つの選択肢にはなろうと考えますが、今回の改正は市民の声や他市の状況、行政改革推進大綱等を総合的に勘案し、定数削減を目指すものであります。したがって、行政改革だけの目的ではないということでございます。

また、定数削減により今まで以上に優秀な人材を確保し、少数精鋭により議員活動のさらなる向上を図り、市民の皆さんに貢献しようとするものであります。そのためには一定の報酬額を保障し、議員活動に専念できるようにする目的もあります。以上のような理由から定数削減を図ろうとするものであります。

次に、削減数2名の根拠について申し上げます。一つには、御承知のとおり地方自治法では、人口5万人以上15万人未満の市の議員定数の上限は30名と定められており、それ以下の定数をそれぞれの自治体が条例で定めることになっています。

それぞれの自治体で定数を何名にするかの明確な根拠は特にありませんが、先ほど申し上げましたように、近隣市においてはその上限数を下回ってさらに削減している状況にあります。

そこで、当議会においても多摩26市中で当市と同じ人口区分の人口5万人以上10万人未満の9市の議員1人当たりの人口平均にできるだけ近づけることといたしました。9市の議員1人当たりの人口数の平均は3272人であり、これにより算定した結果2名としたものであります。

ちなみに、当市の議員1人当たり人口数は2799人で、多摩26市中最も1人当たりの人口数が少ない状況であります。

二つ目は、行政側で策定した行政改革大綱推進計画では、平成21年度までに職員数を平成17年度当初職員数の8%減ずることとしており、議員定数もその削減率を参考に算定することとし、2名としたものであります。

今回の削減は、以上申し上げたような二つの根拠を総合的に勘案し、削減数を「2名」としたものであります。

また、現在新庁舎建設が行われており、議員定数を2名削減することにより議場の整備等にかかる諸経費が削減することから、今回新庁舎建設前に改正するため、今回提案したものであります。

何とぞ改正の御趣旨を御理解賜り、全員の御賛同をお願いしまして提案理由の説明とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○議長(石川和夫君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○8番(阿南育子君) 質問をさせていただきます。

ただいま提案の理由をお聞きしたのですけれども、もう少し詳しくお聞きしたいなと思ひまして、5万人から10万人規模の26市中9市の平均として3272人の市民に対して1人の議員であるということで、福生市は2799人に1人いるということで、その平均に近づけていくところの意味がどのようにあるのかというのをもう少し詳しく聞きたいのですけれども。やはり市民の多様な方が福生にも住んでおられますし、子どもから高齢者までさまざまな人、また外国人なども含めると本当に多様な方が住んでいるということで、そういうさまざまな人の意見をなるべく網羅する形で議会の中で議論を深めていくということが必要であるというふうに思っているのですけれども、そういう意味で1人当たりの議員が市民に出会っていく数というのは、少ない方がさらにそういう市民の声を反映させるということができないのではないかとこのように考えているのですが、その辺で、議員の数を減らしていくことの方が意味があるのだということをもっと詳しく教えていただきたい。それから、あと議場の整備の話がありましたけれども、例えば青梅市なんか市庁舎の建設が計画されていて、さまざま話が出ているようですけれども、法定の定数よりも今少ない状況でやっていて、ふえる可能性もあるのだから少し余裕を持って準備をしておこうという話が出されているというような話をお聞きしました。

当市においても委員会の中などで合併など、さまざまこれから変化することに対応できるような準備をしておくべきだという話も出ていたかと思うのですけれども、その辺についてももう一度教えていただきたいというふうに思います。

私からは2点、お願いいたします。

○16番（青海俊伯君） それでは、8名いる提出者を代表いたしまして、私の方から答弁をさせていただきます。

なお、必要な折りにはほかの提出者の方から補足答弁等をいたしますので、なるべく丁寧にお答えしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

まず、阿南議員の方から、地方自治法で定められている5万人から10万人の部分と、9市平均の3272名に近づけなければいけない、なぜ近づける意味があるかということでございますが、地方自治法の第91条には、市町村議会の議員の定数を定めておきまして、まず第1項で市町村の議会の議員の定数は条例で定めると、第2項において5万から10万未満の市は30名という形になっております。これは平成11年の自治法改正、また平成15年の地方分権一括法によってなされたものでございます。

さてその中で、地方自治法には冒頭の部分で地方自治法の第2条にこういう項目がございます。地方自治法第2条の基本原則には、一つとして、住民福祉の原則として、住民の福祉増進という地方公共団体の根本的な目的を実現するよう努めなければならない。これは行政も議会も議員も同じでございます。

次に大事なことは、2番目に行政効率の原則と一般的に言われているところでございます。最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない。まさしく議員定数削減は単なる行政改革の名のものの経費の削減だけではなくて、このことが基本原則に照らして明らかであろうかと、このように思っております。

その意味では、他市がこぞってこの地方自治法91条第2項にのっとりながら、みずからの意思でみずからの地方の時代を切り開くためのあるべき姿を模索している中で、福生市もその例に合わせながら、一番近似的なところの近い自治体の数に合わせようというものでございます。

次に、御質問の2点目ですが、多様な市民の方々の意見をどのように吸収していくのか、議員1人当たりの市民の方々の数が少なければ少ないほど議員が多く会えるのではないかと、このような御意見もあります。

確かに数字的なことからいえばそのとおりでありましょう。しかしながら、今言った最小の経費で最大の効果ということ、あるいは今御案内のように福生は非常に市民が直接行政の基本構想その他にいろいろな意味で意見を述べられる、大きく開かれたまちであると確信をしております。その意味からいうならば、議員が直接会うのみならず議会報、あるいはインターネットのホームページ、あるいは街頭遊説、さまざまな機会をとらえてこの議員と市民との壁、あるいはその乖離を防ぐことは十分可能であろうと、このように判断しております。

3番目に、青梅の例を述べられました。確かにふやそうという御意見があるのもたしかでございますが、私どもは地方自治法のこの5万から10万で30名とあるものに近づけるというのはこの時代の、先ほどの答弁もしましたが、時代即応性といえますか、市民のニーズには全く離れているものであると、このように考えております。

○8番（阿南育子君） 御答弁ありがとうございました。市民の参加の話がありましたけれども、確かに市民参加、市民参画という意味で行政側が、要請によってそれに市民がこたえるというような形でさまざま進められてきて、福生は大分進んできているというふうに思っておりますけれども、まだまだ議会そのものへの市民参加、市民参画というところは進められていないのが現状ではないかなというふうに思っております。

そういった意味からも、今、議会改革検討協議会が立ち上がっていろいろ細かく議会のすべてのことを改革していこうということで見直しをして、意見交換をしたりということをやっているのですけれども、そうした議会そのものへの市民参画ということもこれからもっともっと必要なのではないかなというふうに私は思っております。

そうした、今、改革していく、話し合っていかなければいけない大事な時期に、この時期にどうして話し合う人数を減らしていくのかなというのが、今後またそうしたことが進んで、きちんと市民の意見が直接民主主義的な議会が実現して、もっともっと市民に寄り添った議会が実現していくという道筋がもっと見えたときに、もう1回見直しということは考えられるかなとは思いますが、今もっと多様な意見を議会に反映させていかなければならないというこの時期に削減ということに関しては私は賛成できないので、今回のこの議案に関しては反対ということを表明させていただきまして、質問は終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○7番（中森富久君） 何点か質問をさせていただきたいのですけれども、今、後ろにいますので聞きづらいのですけれども、青海議員の方から、要は福祉の向上と効率性というお話で、先ほど私が提案させていただいた中では、効率性は報酬を削減した方

が高くなるし、福祉の向上を上げていくのだということは確かに合っていると思います。

ただ、その中で実際に困っている市民の方が多くなりつつある中で、議員を減らしていくということについては、むしろ向上していこうとして励んでいるのに対して議員が少なくなってしまうたらそれが担保できなくなってしまうのではないのかなという基本的な考え方になるというふうに思うのですけれども、その辺、やっていこうとしている方向性と削減というのが全く反対の方向にあって、理論的にこれは合っていないというふうに僕は感じてしまうので、どうしてそういうふうな手法を今なんでここで用いなければならないのか。先ほども幾つか指標が出ていて、行政改革をなぜ行わなければならないのかということと、議会の定数を削減していかなければならないのかということ、基本的には私たちは市民の代表で行政をチェックしなければならないという形があるからこそ今の定数があるって、それを、この行政改革の8%をしていこうというのを確認するために我々の人数がいるわけで、その行政改革とともに減らしていこうという考え方自身は、これは基本的に福生市の経営的な考え方、自主的な考え方からいうとちょっと違うような気もするのですよ。

それと、やはり気になった点というのは、そんなにこの議員の定数をあせらず減らさなくて、市民の中でもう少し、こういう光の部分と影の部分があるのでどうなのだというところをお諮りしていく、市民に開かれた議会に向けて取り組んでいく中で我々としての考えをまとめ、それを市民の方にこれでどうだろうかということをお伺いする中で決定していくというプロセスが非常に問われている中で、議員だけで物事を判断してしまうということについては、非常に問題があるのではないのかなというふうに僕自身思っておりますので、その点についてお伺いいたします。

○16番（青海俊伯君） 中森議員の御質問にお答えいたします。

2点だと思いますが、一つは、先ほど引用させていただきました地方自治法第2条の住民福祉の原則並びに行政効率の原則の中で、効率性は議員を減らしていくことで担保できなくなるのではないかというお話でございます。確かにそういうお考えも成り立つでありましょう。しかしながら、今の野議員が壇上で提案説明した中に、多くの市民の方々が、これは福生市のみならずこの近隣の市区町村含めまして既に定数削減に走っております。

そうしたときに、ではほかの市で、実現した市で、果たしてそこで民主主義が危機になったか、あるいは市民の声が聞こえなくなったか、私自身はそういう声は聞いたことはありません。そこにこそ始めて競走の原理が働いて、議員一人一人がさらに今まで以上に切磋琢磨して、そして資質を高めていくことにより、運動量を高めていくことによって十二分にカバーできるのではないかと、このように思っております。

もう1点は、定数を下げるのになぜそう拙速にするのかという御意見でございます。これは考え方が二つありまして、確かにおっしゃるとおり行政改革として、費用の削減の一環としての定数であればいつやっても構わないわけですが、御案内のように市議会議員の選挙は4年に1回であります。この平成の時代になって、1年1年がドックランと言われるぐらい、ドックイヤーと言われるほど、7年間、10年間に匹敵

するぐらいの時代の変化に即応しなければいけない、その時代に4年間待てるかどうか、最小限できることはまずやっていこう。そして陳情だとか請願がなくても私は一人一人の議員が、この提出者の議員が今回のことで現場に入ったときに、数多くの市民の方々から「当たり前じゃないかと、何を言っているのだ」という意見が圧倒的に多かったのも事実でございます。

その意味からすると、議員が勝手に自分たちの思いだけで定数削減に踏み切ったというのではなくて、まさに市民の方々の後押しをされて、背中を押されて踏み切ったというふうに御理解をいただければ幸いです。

○7番（中森富久君） 青海議員の言っていることはよくわかります。それはなんでわかるのかというのは、将来的にはその必要性が僕はあるというふうに認識しております。

ただ、先ほども申し上げたとおり、なんで今ここなのだというのが僕の本当に大きな疑問であります。やはりこれだけいろいろな改革が進められて、そこで多くの人たちが困っているわけです。私たちのところにしょっちゅう電話がかかってくるわけなのです。その声が要は届かなくなる可能性が十分あるということに配慮をしていない、見ていない、見ているつもりになっているのではないのかという数値のあらわれが先ほどの投票率のところにつながるのではないかなというふうに思うのです。

ですから、我々が一生懸命やるとかどうのこうとかというスポーツ根性で物事が解決するわけではないのです。このところに、やはり住民が多くなってきていて、多様化している住民のニーズを反映していくためには、ある程度の数値が必要なのだというふうに、僕はこの選挙の結果から見ております。

ですから、人口がふえればふえるほど投票率が下がっているという認識かもしれません。先ほども触れたのです。そうではないのです。議員1人が活動できるそのエリアとか、人間とかどうしても限られてしまう。だから結果、最も身近に感じている、市民の方は投票に行くし、そこから離れている市民の人たちは行かないという構図になっているのではないのかなと、この数字が物語っていると思うのです。

ですから、民意を反映した議会にしていくためには、ある程度は数は必要だというふうに僕は認識しております。ただし、それはなんでなのだ、今の現状があるからこの数なのであって、もう少し議会が開かれ、市民の参画が進む中、そして自治基本条例等市民がちゃんとそうした、何か問題があったときにしっかりした手続きが整っているのであれば、議員の数というのは減らしていくべきであるという市民の意見があるならば、そこに踏み込んでいくべきものであるというふうに基本的には考えています。

ただ、そういったこの政策を行うに当たり、その市民に何かあったときの担保が何もない中で議員の定数を削減していくことだけに固執してしまうと非常に問題があるというふうに思います。

この議論はどちらも正論だというふうに僕は思っております。以前にもこの定数を削減すべきなのか、報酬を削減すべきなのかというのは仲間うちでいろいろ議論をいたしました。ただ、やり方の違いでどちらも正しい。ただ、その先にあるのはどうす

れば、議論の結果、いかに市民の方たちから信頼される議会をつくっていかなければならないのかという結果になったのですけれども、でも今現在ある議会の姿としてみると、それが整っていないという中で行っていくというのはどうなのかということについて非常に疑問もありますし、実際にこの投票率を見る限りではどうなのだろうか、本当に民意を反映できる議会なのかどうなのかということが非常に問題があります。

もし市民の方が議会の議員の人数はいらぬということであるというふうに、それを推されたというのであれば、18という数字もあるだろうし、16という数字も当然出てくるというふうに思います。なぜ今ここで20なのだというようなことも、市民にしてみれば、ならばもっと減らせばいいのではないかという話も当然出てくると思うのですけれども、その辺についてはどうだったのか、お伺いしたいと思います。○16番（青海俊伯君） のどがかれ始めてきているので、お聞き苦しいと思いますが、お許しをいただきたいと思います。

今いろいろな御意見をいただいた中で、お答えする最後の、それでは定数削減が20ではなくて4減の18とか16という数字がなぜ出てこないのかというようなことについてお答えをさせていただきたいと思います。

私はこの定数削減は今回の提案だけで終わるとゆめゆめ思っておりません。段階を踏んで、着実にその成果を検証して、市民の皆様には御提示して、それでも市民の皆様が「定数20でいいよと、当分やっていきなよ」というのでありましたら、それはそれでいいかと思えます。さらにもっと踏み込んで定数18にもっていくべきとかというのでありましたら、それはそれで当然取り組まなければいけない。

まずは1割の定数、2名の削減、もろもろいろいろな近隣の数字を上げて先ほど大野議員が言いましたが、20にすることによって、この2の減がどのような効果をあらわすか、緩やかな改革の中でしっかりとこの4年間かけて「プラン・ドゥ・シー」の管理のサイクルをしっかりと回して、各議員が本当に民意を吸収し切れなかったのかどうなのか問うてみるべきではないかと、このように思います。

スポーツ根性だけで投票率が上がるとゆめゆめ思いません。しかしながら、絶対的に現場第一で、現場に入っていく限り投票率も上がってこないだろうし、議会の改革もなし得ない、このように確信をしております。答弁になっているかどうかわかりませんが、以上で終わります。

○7番（中森富久君） ありがとうございます。見解の相違かなというところなのかなとは思いますが、やはり何度も言ってますみません。やはり府に落ちないところが1点だけあって、それは市民の意見を議会としてしっかりと聞いていないという点において、行政は手続きを踏んで物事を進めていくという点においては、今回そのことを示さなかったというのは問題があるなというふうに思っております。

その中でももう少ししっかりとした議論を、市民の方とともに一緒にやっていきたいなというふうに私はずっと前から思っておりましたけれども、そういう形になるのか、ならないのか、この後の決で決まってしまうのですけれども、ただ、やはり今これだけいろいろな改革があるので、何も担保されていない市民としてみれば、本当に一生懸命応援していた方の後ろにいる市民にしっかりと目を配らなければならないのに、自

分側、議員側だけの話になっているというのは非常に問題があるなということを感じておりますので、この点については非常に疑問を感じておりますので、この政策に関しては賛成できないということだけ申し上げておきたいと思っております。

○14番（大野悦子君） きょうは大勢の傍聴の方がいらしていただいておりますので、ぜひともお聞きをいただきたいという意味で、多少前のお二人の方と重なるところがありますけれども、3点についてよろしく願います。

福生市議会では議会改革検討協議会が設置をされ、さまざまな課題について今検討が始まったところであります。その中で大きく、政策形成機能の充実向上、それから議会に対する期待、それから評価に対する機能の評価、それから議会運営について、その中の一つに議員定数についてという項目もあるわけですが、協議会の中ではその定数の削減については賛否は分かれませんでした。

当然このことだけではなく、協議会の検討課題についてまだ検討途中であり、この項目だけがどうしてこのような形で取り上げられるのかについてお伺いをしたい。つくったこの協議会について軽視ではないかというふうに私は思いますが、この点についてのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

それから、提案されました2名削減の根拠についてもう少し詳しく、2名、先ほど4名、あるいは半数、そのような検討がされたのかどうか、その内容について教えてください。

それから、私どもは議員報酬についての提案をさせていただきましたけれども、そうではなくこの数の削減にこだわる理由は何なのかについて願います。

それからもう1点は、過去にこの削減について市民の方から陳情が出されたことがあります。もう一つは、衛生組合の工事に絡む事件が起こったことがありまして、現職議員の逮捕辞職という問題がありまして、そのときには市民の方から大変厳しい批判をいただいたところでもあります。今回、そういうことがないのにこのことはどこから出た話なのか、どうしてこういうふうになったのか、そこら辺について、3点についてよろしく願います。

○16番（青海俊伯君） それでは、提出者の代表としてお答えをさせていただきます。

ただいま福生市議会の中で定数について賛否が分かれているのになぜここで取り上げられたか、議会軽視ではないかというお話でございますが、これは協議会の座長、副座長等でございますが、御質問をいただきましたのでお答えをいたしますが、今回の提出者の1人としてお答えいたしますが、議員定数については今回御提案したように条例変更を伴うということでございます。そのほかについては条例変更を伴わなくてもできるものが多くございます。そういう意味から言って、当然のことながら、できることなら速やかに、一番早い直近の明年4月の選挙に間に合わせる、これは当然の理ではないでしょうか。

次に、2名削減の根拠についてということでございますが、これは先ほど大野聡議員が壇上で提案趣旨で説明したとおりでございます。また、先ほど中森議員につきまして質問に対してお答えしたとおりで、これはある意味で一里塚であって、私どもは

20名でよしと思っております。しっかりとその事実を、効果を測定しながら、そして市民の方々としっかりと意見を交換しながら、必要であればその次の機会に18のまた2減の提案をしても一向に構わないのだと思っております。

3番目に、過去は陳情が出ていた、あるいは事件の後厳しい市民の方々が御意見があった、今はそういうことがない。これは陳情がある、請願があるから市民の声が多いか少ないか、そういう判断は私は違うと思います。現場を回れば回るほど、どれだけの思いを市民の方が持っているか、その声にならない声を聞いていってやっていけばこそ、他市においてもこのような定数削減の話が出てくるのではないのでしょうか。私どもはそう考えております。

○14番（大野悦子君） あちこちで定数削減が行われているしということは何度も伺っております。それで周りが、多くの自治体があることをやっている、やらざるを得ないような空気もあるのかもしれませんが、そういう中で、そういうことでそんなに安易に定数削減をしていて本当にそれでいいのかという声があることも、たくさんあることも事実であります。そういう意味では、安易な削減というのは大変危険であるというふうに私は思います。

先ほど申し上げましたように、議会改革検討協議会を初めやはり福生市にとって本当にどうしたらいいのかということ十分に議論をし、そういうことをすることが必要だということを申し上げさせていただきたいと思っております。

そういった意味で、私もこの削減には賛成はできないということを申し上げます。終わります。

○19番（松山清君） 幾つかの点で質問をさせていただきたいと思っております。

もし前の方と重複する点があつとすれば、それは御容赦いただきたいと思っております。

一つは、住民の声があるということを盛んにおっしゃっておられます。それで陳情、請願などはなくてもいいのだということなのですけれども、一体それでは具体的に、住民の声というけれども、私はそういう定数を削減しろなんていう声を聞いたことはないわけですが、どだいそういう声を聞くということは、やはり議員の仕事として十分やってないのではないかというふうに見られるような議員もいるということになるのかと思うのですけれども、そんな点で、具体的な住民の声があるというデータ等がありましたらひとつお知らせいただければというふうに思います。

それから、他の自治体もやっているということを盛んにおっしゃいます。そうするとこれは余りにも議会としては主体性のない話になってしまうのではないかと思います。やはりその議会というのはそのまち、または独特のものがあるわけです。福生市でいえば、全国的に見れば米軍の最大の基地を抱えて、まちの3分の1を取られている。そこではさまざまな福生市の横田基地対策特別委員会などもつくりまして、陳情運動などもやっており、他の自治体に例のないような運動をし、またそれによってももちろん補助金などの獲得、こういうことも進めているわけであって、十分に今の議員定数でこれをやっていくということは、むしろ少ないくらいではないかと思っておりますけれども、そういう点でのお考えをしたことはあるのかどうなのか、その点。

それから、行改とのリンクが盛んに言われております。8%ということを経営定数

に当てはめれば、確かに22の8%ですから2掛ける8イコール16で約切り上げれば2名ということなるわけですが、これは私、もともとリンクさせること自体は大きな間違いだと思います。全然違う次元の話だと私は思います。その点で時限が同じで考えておられるとするのなら、なぜ同じ時限なのか、その点お聞かせいただきたいと思います。

特にまた申し上げますと、職員を8%削減するといっても、これは民間会社がやっているように、いわゆる生首を切るようなことをやって8%削減するわけではないわけですね。これまでもたびたび論議されていますように、いわゆる退職した場合にそれを補充しないとか、再雇用で補充し、いわゆる全体としての職員数の数は減るけれども、そこに働く人はそう減らさないですね。減ったら変なことになりますから。

そんなわけで、そういう点では全然生首を切るような話では少なくとも私はないと思うのですね。ところが議員の方の、これとリンクさせて2名削減するということになれば、当然これを支持していた有権者の声を抹殺するということにつながるわけですね、これは自動的に。これはもう紛れもない事実だと思うのです。

前回選挙に当てはめても約1600名ぐらいの有権者の声がここに届かなくなるわけですね。それで今有権者が置かれている、いわゆる住民が置かれている現状というのは、この不況の中で大変なものがき苦しみをしているわけですよ。この住民の血の出るような本当の叫びの声の1600名の声を切り捨てていいのかどうなのかということをお聞きしたいと思うのです。それはいわゆる他の議員が一生懸命動けばいいのだと言ったって、それは次元が違うと思うのです。それぞれ基盤としている地域も違うし、支持層も違うし、またいろいろな母体も違うわけです。

ですから、結局こういうことでは有権者のというか、住民の声を議会にというか、市政に届きにくくするというところに自動的にやはり私はつながってしまうと思うのです。提案者も、今説明されている方ももちろん御承知のように、この市政運営の中の議会の役割というのは大変重要だと思うことはもう十分認識されていると思います。

そしてまた、そちらの前に座っている市長を初めとした方々の力がいかに強いということも皆さん知っていると思うのです。ある意味ではあそこに座っております市長1人に今現在、この議長を除く21名の議員が束になってかかったってなかなかやれないのですから、21名の議員全部これをやりなさいと言ったって、市長はやらないといえやらないで済んでしまうわけですから、これがしかし今の現実ではないですか。さらにここに座る人間を減らすということになるわけですから、もっともっと総体的に力関係は弱まっていくということに私はつながると思うのです。その点をどのように考えているかお聞き聞かせいただきたいと思います。

それから、過半数の議員が望んでいるのだ、確かに議案提案を見ますと14名の方がそれぞれ提案者、賛同者になっておられることは、これは事実ですね。しかし、これは随分よくここに判子を押させたと思いますよ。これは相当皆さん1人の取りこぼしもないように、ある意味では、悪い言葉でいえば踏み絵を踏ませてしまったのではないですか、そうではないですか。みんながもろ手を上げて賛成なんか、14名が、私は1人1人に聞いてみたいと思いますが、そうもいかないでしょうから。逆にいえ

ば提案者になっている人は相当、悪い言葉で言いますけれども、よく確信何とかと言いますけれども、もうそうかもしれませんけれども、賛同者の部分は必ずしもそうではないと私は思います。そのことだけは申し上げておきたいというふうに思います。

それから、報酬を削減せず定数削減をすれば、言ってみれば優秀な人材が集まる、いわゆる少数精鋭でいいのだということを説明でおっしゃいましたよね。なぜそうなのか、ということは、報酬を削減するのは嫌だ、そうすると現在、私たちは今報酬を削減しないものでいただいております。22名で構成しています。そうすると、この中にいわゆる優秀な人材ではない人がいるわけですよ、そうすると。20名なら優秀な人材が集まり、少数精鋭でやれるのだと。それで、今報酬は削減はだめなのだ、現行報酬でここに22名にいれば、どなたかが優秀ではない、ここから外れて当然だというべき人間がいるということになるわけです。そういうふうに思ったときに、だれがその人ですかとは言っても、それはお答えするのは難しいでしょう。そういう認識でよろしいのかどうなのかということなのですね。認識しているのかどうなのかですね。やはり現行22名の中にはだめなのは何人かいるのだよということなのか、お聞かせください。

それから、新庁舎の初年度備品の削減ですか―――になるとおっしゃいました。一体これは幾ら2名分で削減になるというふうに計算しているのか、その点の数字がお手元にありましたらお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、ちょっと前後して申しわけありませんけれども、22名の現行定数で極めて不都合なことがこれまであったのかどうなのか、私は全くなかったと思いますが、その点でどういうふうに認識されているのかお聞かせいただきたいというふうに思います。

8年前には22名がいいのだと言って賛成した方が提案者の中には1名、賛成者の中には3名含まれておりますよね。そういう点では8年前は22人でいいのだ、いいのだと、私は24名の方がいいのだと言った方なのですが、言った方も含まれているわけですから、ここで、私は22名というのはずっと8年間やってきて何も不都合なことは余り、余りというか、ほとんど、全くなかったと思うのですが、その点でもしそういうぐあいで不都合なものがあったと思うのであればお聞かせいただきたいと思います。

それから、住民の有権者ですか、有権者の人数にして議員が多い、つまりは議員1人当たりの有権者が少ない、先ほど来2799人ですか、福生は。これはよく計算した数字だから間違いはないのでしょうか―――ということをおっしゃっていただきましたけれども、私はここに今の福生市の今の議会の姿があらわれていると思うのですね。一番この三多摩26市の中で民意を最もよく反映している定数を持っているのが私は福生だと思うのです。そういうふうにお考えになったことはないのでしょうか。まさに逆に有権者が1人当たりの議員に当たり2799人で肩身が狭いと思っているのか、私は逆に最も民主的なこの26市の中で反映している議員定数だというふうに思いますけれども、そのような思いはあるのでしょうか。ないのでしょうか。

そういう点ですかね。大変申しわけありませんけれども、できればこれは本当は提

案説明者にお聞きするのが本来は妥当な話だとは思いますが、その点。

○議長（石川和夫君） 3時まで休憩いたします。

午後2時53分 休憩

~~~~~

午後3時 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○15番（羽場茂君） それでは、何点か私の方からお答えさせていただきたいと思
います。

まず、住民の声はあったのか、データはどのようなかというお話でございましたけれども、データというのはございませぬけれども、私はずっとこの間私の支持者、あるいはそれ以外の方と色々な面で懇談するときに、この議員定数について話が出れば、とにかく何とかしろという話はずっといただいております。それがなければ、こういう身を切るような提案というのはなかなかできないものでございまして、これについては私が知る限りそういったものが多いということでございます。

また、陳情等がなんで出ないのかということ、やはり市民の方からすればそういったことをみずから請願、陳情ということで出すとは言いにくいというような、そういうようなことはあるかと思えます。それは我々議員が皆様の声というのをみずから聞いていくという姿勢が大事ではないかというふうに思っております。

それから、先ほどのこととちょっと関連するのですが、私、改革協議会の副座長を仰せつかっているものですから、その件で先ほどありましたが、なぜ今この定数削減をこういう形でやるのかということでございますけれども、もともとの経緯として、議会改革というのが皆様の中で必要性が叫ばれて協議会ができた経緯のまず一番最初のきっかけがこの定数削減ということでございます。来年の選挙がございませぬけれども、この機会に定数はこのままでいいのだろうかということがまずあって、それで我々議会というのはどうあるべきかと、もう一度原点に戻って我々議会というものを、どういうあり方、これを考えた方がいいのではないかとというのがその原点でございませぬ。そういった意味では、議員定数からこの議会改革が始まってきたというふうに認識しております。

もう一つ関連して申し上げますと、8年前、この議会は24名から22名の定数になったわけでございます。そのときの議事録を見ても、24が22になることによって同じように住民の意見が反映されなくなるのではないかと、そういう議論がございました。

しかし、私はこの8年間を見まして、これほどの激動と申しますか、今までのたまっていた市民の要望がこれほど動いた8年間はなかったのではないかと、そういうふうに思っております。例えば中学校の給食にしろ、あるいは拝島駅の自由通路、あるいは整備にしろ、その他さまざまな問題、これがこの8年間で音を立てて変わっているというふうに思います。

それは24が22になったことによって住民の意見が反映されなくなったということの反対でございまして、どういう経緯があるかはあれでしょうけれども、この22

名というこのメンバーが一生懸命頑張っていて、今までたまりにたまった市民の要望というものについて真剣に取り組んだことでこういうふうになったのであるというふうに思います。

この22名の今の現在の定数に対して、確かに近隣市を追随するわけではございませんけれども、やはり人口とのかかわりからしてどういう定数がいいのか、我々としていわゆるどこまで自分たちに役割を課して、その中でぎりぎりのところでどこまでできるかというのを我々は探ることが重要ではないかというふうに思っております。

そういった意味では、22を20に削減して、その中で絶対市民の皆さんの意見が滞るようなことがないような議会活動をもう一度模索していくということが、我々が原点に立ち返るところで非常に大事であるというふうに思っております。

そういった意味で、これは改革の短所になるということを思います。ぜひともこの提案に御賛同いただけるようお願いいたします。

○10番（原島貞夫君） 提出者の1人として一言答弁したいと思いますけれども、松山議員から市政運営で市長に22名で太刀打ちできないということで、20名になったらもっとできないのではないかとございましてけれども、やはり議員が来年選挙があるわけですが、やはり少数精鋭になって頑張れば市長に対抗できると、あとは市長の資質によるわけがございまして、そういうことで、余り私は20名になっても影響はないのではないかと考えております。

○1番（加藤育男君） 松山議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

他市に追随するのは主体性がないのではないかと御質問だったと思っておりますけれども、またそれで松山議員さんの方には定数削減に関しては市民の声が聞こえてこないというふうにおっしゃっていらっしゃいましたけれども、本当に私の方には大変その声が届いてまいりまして、特に羽村市等は20から18にしている、これは本当に市民感情としても他市の状況を非常に関心を示されているというふうに私の方には聞こえております。

他市もそういうふうに血を流す努力をしており、他市に迎合する考えはございませんけれども、一生懸命行政の方の改革を私たちが求めている部分でいえば、やはり私たちから律してやっていかなければならないのではないかと、そういうふうに考えております。

○4番（増田俊一君） 松山議員さんからの今回の提案者と賛成者の踏み絵的なお話でございましたので、一言これまでの流れを含めまして御説明をさせていただきたいと思っております。

先ほど大野議員の提案説明がありましたが、昨年の秋ごろからでございますが、市民の皆様から定数の削減など議会に対するさまざまな声が私どもに頻りに寄せられるようになってまいりました。

私ども会派といたしましても、市民の皆様の声を受止め、正和会の喫緊の重要課題として位置付けるとともに、今国の動向や、市民の皆様が議会に対して今何を求めているか調査研究を進め、検討してきたところでございます。

関係市民によります勉強会はもとより、各議員がそれぞれ地域の皆さんの考えや意

見を持ち寄り、議論を重ねてまいりましたが、議員個人の活動のあり方、議員全体のあるべき姿など議会のあり方について検討する検討機関の設置を議会に提案すべきとの結論に達し、御案内のようにこの6月に私ども正和会の発案で議長の諮問機関とする、各会派14名で構成する議会改革検討協議会が設置されたところでございます。

検討課題は、政策立案機能の向上、市民の皆さんとの対話集会の開催、議員定数の見直しなど18項目を掲げ、現在も勢力的に議論しているところでございます。

しかしながら、御案内のように定数の削減につきましては、私ども正和会として2名の削減を主張し、賛同を求めましたが、賛否両論の意見があり、結論を得ることはできなかったわけでございます。

したがって、議員の定数は議会構成の最も基本的な事項でありますので、地方自治法で任期中はこれを変更しないこととしているため、必ず次の一般選挙でなければできないものとされております。

いうまでもありませんが、私ども地方議員の任期は4年であります。来年の4月には改選となります。今やらなければいつになるのか、14名全員がこの問題を先送りすることは市民の皆さんの意に反することであり、市民の皆さんにより開かれた議会を目指して議会改革を進める私どもとして、受け入れがたいと考えた次第でございます。

なお、議員定数を削減することにより市民の皆さんの声が行政に届きにくくなると懸念する向きもありますが、従来議員が担ってきた地区代表の機能は、先ほどお話がございましたが、当福生市では既にさまざまな市民参加が行われており、多様な意見の集約は今や市民参加でも可能と考えております。

むしろ議会はますます全体的、長期的な地域ビジョンを構想していくことになると考えております。このことはより広い視点から討議する議会活動に専念することができ、また競争することによる議員の質の向上も想定でき、議員個々の質を高め、議会活動を進めることにより多くの市民の皆さんの声を行政に反映できるものと考えております。以上のようなことで答弁とさせていただきます。

○5番（大野聰君） 幾つか御答弁させていただきます。

まず一つに、私の先ほどの提案理由の中で「優秀な人材を確保し」ということで御説明させていただきましたけれども、そのときには「今まで以上に」という言葉を付けまして説明させていただいたわけですが、もちろん今の議員さんが優秀ではないということではなくて、より発展的に考えるために「今まで以上に」ということでお話をしたわけです。

そのために、その説明でも申し上げましたように、やはり市民の方に貢献するためには一応今回、前回からですか、本会議を3日から4日にしたり、今回の決算特別委員会もなんか3日から4日にしたということで、非常に議員活動そのものが厳しくなっておりますし、いろいろな各界、各層の方の御参加ができるように一定の報酬を保障した上で、できるだけ議員活動に専念できるようにということで一つに考えているものでございます。

それから、2点目の行改の8%ということで、なにもそれに合わせることはないの

ではないかというお話をしました。今回、定数の削減数については、いろいろな根拠はもちろんあるわけですね。先ほど申し上げましたように、今回の数については二つのことを一応根拠にしたわけですが、何人にするかということについては私ども内部でいろいろ議論しまして、最終的に2名ということで提案させていただいておりますけれども、この2名についてはやはり近隣といいますか、人口5万人以上10万人未満の近隣市の平均数ですね。その辺先ほど加藤議員の方からも申し上げましたけれども、それにできるだけ近づける必要があるだろうと、9市の平均ですと3272人、それが当市の場合は2799人ですので、できるだけ3000人台に上げた方がいいのではないかとということが一つ。それから、もう一つは行革の中で職員数を8%というお話を申し上げましたけれども、これも一つの削減数を考えるための根拠であって、決して行政改革による推進大綱の8%削減に合わせたということではなくて、あくまでも参考にさせていただいたというふうに御理解をいただきたいと思います。

それから最後に、議場の整備等にかかる諸経費云々の御説明をさせていただきましたけれども、御質問いただいたのですけれども、これもまだ不確定な部分が相当あると思っておりますけれども、現在ちょっと参考に把握した中では、いわゆる議場関係とか委員会室、それから控え室、そのほかの関係で椅子ですとか机、マイク、スピーカー等にかかる経費で1人分大体165万円ぐらいが、これをちょっと参考に調べさせていただきましたけれども、165万円ですから2人分ですと320万円ぐらい、これはあくまでも表に出ている経費でございます、そのほかいろいろな形でまともっと金額が大きくなると思っておりますけれども、そのような数字をつかんでおります。

○19番（松山清君） 余り同じことの蒸し返しをするつもりは毛頭ありません。

御答弁をいただきまして、これはこれとして答弁についてはありがとうございます。これは礼儀で、していただきましたので、申し上げておきます。

ただ、言えることは、結局住民の声があるのだ、住民の声があるのだというわけですが、皆さん方はそういうだけで、何も客観的なデータを持ってないではないですか。少なくともこんな大事なことを、2名削減するのであれば、だってそんなに難しい話ではないですよ。別に陳情、請願はこれは関係ないのだとあって、私も別に陳情、請願が出たから住民の声があるとそう単純には思いませんよ。簡単にだって市民の皆さん100人に聞きましたとか、1000人に聞きましたとか、もっと大きいから市民の皆さん全部に聞きました、アンケートをやったらよかったではないですか。アンケートをやって、例えば500人に聞いたけれども、議場の議員定数削減賛成は何%とこれはすぐ出てくる数字ではないですか。そういう簡単なことを皆さんやってこないではないですか。

それをただここで市民の声がある、市民の声があるというだけで、まるであれじゃないですか。「オオカミがくる。オオカミがくる」だれかがそう言っているだけで、実際にはない声をそうやって広げているだけでは私はないかと思っておりますよ。ここに客観的データはないのだから、私はそう思うのです。少なくともこれをやるのだったら、私はそれぐらいのデータを持ってきてやればまだ説得力は私はあったと思うのですが、残念ながら今回はデータはないという答弁でありました。全くひどい話だと思います。

これは提案する上では非常にずさんで、やはりこれは何の根拠も客観的なものもないということの表明だと私は思っております。この点申し上げておきたいというふうに思います。

それから、市長と議会の関係、これは車の両輪だと言っているけれども、これは市長の車の方には強力なバックがいるのですよ。400名からのいわゆるシンクタンクが。議員の方はないわけですからね。これは住民とのかかわりで私はやっているわけですよ。これはそんな、十分やっていけるなんて言ったって、これは今までの結果によってわかるのですよ。

また、もう1人の方が重要な課題がこの8年間でいろいろ解決してきたと言っていますけれども、これらの課題というのはもう既に20世紀、20世紀の時代に解決しておかなければならなかったものが、結局市長のそうした強い力の中で先送りされてきて今日に至っているわけなので、これはもう逆な話だと私は思います。

それだけ本当に議会というのは、やはり一人一人の力は弱くても、20何名でやはりさまざまな角度から市長に対して要望を出して、そして予算を付けさせる、これは大変大事なことです。ですから、ここを削減するというのは非常に大きな市民にとっては負担がもたらされるだろうというふうに思います。これは私の一方的なあれですよ。

それから、いわゆる市民参加が進んで議員の役割というのは、なかなかこれは、これが難しくなってきましたね。政策論議、多いにやってもらう。そういう政策論議ができる議員がたくさん出てほしい、これはだれもが思うことだと思いますよ、市民も含めて。なかなかともすると私なんかもそうですけれども、やはり道路の舗装、どこどこをやってほしいというようなことをやはり言うわけですよ。ここからさらに全体の政策論議をやる。

ここでお聞きしたいのは、いわゆる政策論議が強い、こういう方が選挙に強いのか、選挙で勝てるか、支持者が多いか、これは全然別問題ですよ。政策論議が強い人が必ず出てくるとは限りませんよ。いわゆる地域でボス的な方、夜いろいろ遊び、みんなやっている方、こういう人がよっぽど選挙で結果的にはこれまで見ると支持を集めてしまっているわけですよ。これがもう現実ですよ。だから政策論議が強い人即当選できるという保証はあるのですか。その点ちょっとお聞かせいただきたいと思います。だれかこれを言ったのだからね。だってそうでしょう。出てくるというのだから、20名にすればそういう人が。優秀な人が、より優秀な方が出てくる。その保証は全くないわけですよ。選挙というフィルターというのは大変ね、お目こぼしはないのですよね。その点はお聞かせいただきたいと思います。

それから、有権者との関係の問題で、盛んに3000人というのに随分固執するわけですが、私は逆にお聞きしているのは、今の福生市が2799人に1人の議員を持っているというのは、これは26市に向けていえば最も民意を反映した定数を持っている形であって、これこそ守っていくべき、他市に向かっておれのところはこういうふうに住民の声をよく吸い上げる形での議員構成になっているのだということが言えるのではないかと思うのですが、そういうふうに言えることは皆さん方はでき

ないわけですか。なんかこれは後ろめたい感じになってしまっているわけですか。その点だけお聞かせいただきたいと思います。

それから最後になります。この新庁舎の初年度備品の削減、これについて一応大ざっぱな数字で1人165万円ですか、2人だと320万円というか330万円ですか——という数字が出されました。これは私、驚くべき数字だと思います、現実には。もうこういうことを、この数字を削減できるのだから2名の削減の効果があるのだというふうにおっしゃっていますけれども、恐らくこの165万円という数字は、こういう数字の積み上げではないかと思うのです。違うのだったら教えてください、この165万円という数字の違うという。

いいですか、皆さん、傍聴者の方、よく聞いてくださいよ。この議場関係、本会議場のこの私の前に座っている、机、今度新しくなります。それがどれだけの予算を食うかという、机1人当たり63万円、63万円、たったこれに63万円かける。椅子は幾らかといたら15万2000円だって。この椅子、今度新しくなるのでしよう。これが積算の一つの根拠になっているのではないですか。それから委員会の机、椅子は7万2000円、椅子は同じく15万1000円、これの委員会関係は22万3000円かかる。本会議の議場関係では先ほどの机と椅子と、それにマイクとこのスピーカー、これを合わせて8万2000円、全部でこの私がいる机と椅子とマイクとスピーカーで86万4000円という見積りでこの165万円は出ているのですよ。それからもっとあれなのは、議員控え室の机が26万6000円、椅子が14万円、合計40万6000円、その他机2万7000円、椅子5万2000円、ロッカー7万9000円、合計15万8000円、それで締めて、カタログ上だからこれで入札価格にはならないでしょうけれども、165万1000円というのが先ほどおっしゃった165万円という数字と違うのかどうなのか、違うのであれば別の数字でこちらを出してください。私は165万円という数字を聞いたときに、「あっ、やはりこの数字なのだな」と思ったのですけれども、違うのなら違うで教えていただきたいと思います。私の方が間違っていればそれは改めます。

だから、こういうふうにならざるを得ないって、議員1人に165万円、1桁違うのではないかと思うぐらいの数字でしょう。自分の家の机なんか椅子だって合わせて2万円か3万円をみんな済ませてしまっているのではないですか。だったら議員として経費削減だ、リストラだ、そういう合理化だと言っているのなら、まずこの165万円という数字を聞いたときに、真っ先にこんなべらぼうな数字をかけるのではないよという数字に、話になるのではないですか。それをむしろ新庁舎建設が今必要でありますけれども、新庁舎の初年度備品の削減330万円になるという話になっているわけです。こんなことかけること自体、この数字だけ、もうとんでもない数字なのですよね。この1割ぐらいで済んでしまうかもしれませんけれどもね、実際にはね。しかし、こんな数字を持ち出すということ自体私はおかしいと思うのですが、その点、違うのだったら中身についてちょっとお話いただきたいと思います。

○16番（青海俊伯君） 何点か御質問いただきましたが、お答えをいたします。

まず、後先になりますが、備品の設備の件は松山議員がおっしゃった数字そのもの

でございます。まさにそのとおりでございます。この数字は今現在の段階でのカタログの数字ですから、入札ももちろんそうでしょう。私もこの数字を見て驚きました。驚かない議員がいたらおかしいのですよ。これは当然のことです。

ただ、この定数削減の中で若干なりとも新規のものをそろえようという形になっているからこそ出てきた話であって、物を大きくとらえる、あたかもむだ使いをたくさんしようなんていう意味で出すとおりがないじゃないですか。その辺のところを御理解いただきたい。

もう1点でございます。優秀な人材論でございます。政策の強い人が選挙に強いのか、当選できる保証はあるか、そんなものあるわけがない。だから選挙なのです。だからみんなすべてをかけて、4年間の自分たちの実績、あるいは新しく出る人はその熱意と行動力でもって示して市民の方にお訴えをしていくわけです。

その結果として、競争の原理という、お互いに切磋琢磨してやっていく。これは定数22であろうが24であろうが当落で落ちる方は必ずいるわけです。ではこれは30名にいたらいいか、そういう論法は成り立たないわけです。それは冒頭申し上げましたように、地方自治法第2条の中にあるように、どれだけ効率よくやっていく、これは議員の責務であります。私はそう確信をしております。

それと、22名で後ろめたくないのかと、後ろめたいと思っているのかと、私は後ろめたいと思っております。私の住んでいる加美平団地、私の駐車場は羽村市であります。地図の上で線が引かれている中で、片や18名でやっていけて、片や22名、どう考えてもおかしいという意見が出てくるのは当然ではないでしょうか。

それに近づけていくにはどうしたらいいか、みずから身を切って、できることなら1人でも多くの方の、市民の方の御理解をいただきながらぎりぎりの中でやっとうとする、その中で政策を磨き、そして市長と対峙しながら議員のあるべき姿を議会の中で示していくことこそ大切ではないかと、このように思っております。

○19番(松山清君) それでは、順序が逆なのですね、いろいろ。

議場関係で、だってもともと1人165万円で330万円の節約につながるという形の答弁をされているわけですよ。だったらそのときに、青海議員さんもおっしゃるように「とんでもない。べらぼうな数字だと、こんなもの許されるはずないのだ」ということを付け加えた上での答弁があつてしかるべきだったと私は思うのです。

とにかく節減効果を大きくするために、私がこの数字を持っていないと思って答弁したのでしょう。きっと、残念ですが。そうすれば、この数字を私はきょう持っていなければ「あっ、330万円かと、あっ、そんなに削減になるのか」と後ろの人、納得してしまうではないですか。しかし、中身を一皮むけばこれはとんでもない数字が並んでいるわけで、こういう膨大な、過大な数字をやって、あたかも削減になるのだというのは、これはやはりフェアな態度ではないと思いますね。こういう数字はだつてみんな与党の皆さんだから先に手に入れたのでしょう。そうではないのですか。330万円の違いという数字をさっと出すということは――ということ。

それから、とにかくその22名で後ろめたいと感じる方も中にはいらっしゃるのだ。私はそれはそれとしてお聞きしておきますよ。私は22名で堂々とやはり議員活動を

やっています。

ですから、もうこれ以上あれはしませんけれども、結果的には2名削減というこのことが先にありきなのですよ、何だって。だから、今日仮に今22名の定数だったから2名削減で20名という形になりましたけれども、恐らくこの先今度は20名になったときまた2名削減ありきの18名、いみじくもさつき青海議員さんがおっしゃったように、削減のためのこれは一里塚だというふうに、私はこの言葉は記者会見のときにも言いました。必ずこれは、この2名削減は、今後議員定数削減の上での一里塚になるだろうと、だからだめなのだと、やはりやるべきではないということをお願いしておりました。

しかし、逆にそれが裏付けられたような気がします。ですからこれは皆さん、実際に無理やり判をつけて賛同者になった方もいるかと思えます。今その別なことをここでやったって一向に構わないのですよ。誤りは改めるということは、これは十分だれにもやれることなのですから、ここでやったっておかしくない。その方が立派なものです。私はそういうふうに申し上げておきたいと思えます。

それで、結果的には2名削減先にありき、そしてこれは削減の一里塚、そしてまた私はきょうの議会でのいわゆる提案、そしてそれに対する質疑、それに対する応答、こういう中で非常に強く感じましたのは、やはり提案者は確かに正和会の1年生の議員の方がやりました。これは大変立派かもしれませんね、やったのですから、正和会の中で。皆さんやる方がいなかったのでしょうか、正和会で。しかし、答弁というか矢面に立ったのは言ってみれば公明党の方だったのです。後からとってつけたみたいに何人かの方が答弁いたしましたけれども、結局ここにいられる方の――それはとってつけたというのはごめんなさい。結局この構図にあらわれているように、確かに提案者は正和会かもしれませんけれども、その答弁の、質問の矢面に立ったのは公明党の方であったわけで、中心になったのは。ここに今回の定数削減のどこが私は発生源であるかというのをひとつあらわしているような感じがするわけでありまして、以上、いろいろ申し上げましたけれども、こういう何ら客観的な裏付けのない形での定数削減2名というのは反対であることを申し上げて、私の質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○21番（遠藤洋一君） だんだん時間も経ちましたので、極めて簡単に質問をさせていただきます。

こういう話をしたことがあります。私は議会運営委員長に皆さんに選ばれたときに、壇上でお話をしましたけれども、議会というのは宇宙に浮かんでいる小さな天体のようなものである。そこでは、そのときは22名。22名がすべて自分たちのことを決めることができる世界である。しかし、それはすべてガラス張りになっていて、すべて市民の皆さんから見られている世界なのだ。だから私たちは自分の身を処すときに一生懸命になり、あるいは慎重になり、あるいは何が市民のためになるかということを考えながら行わなければならない。いつの間にガラス玉の中で裸で踊っていることになってはいけないということを申し上げたような気がします。

それからもう一つ、私はずっと少数意見の持ち主として今まで27年間、長きにや

ってきました。私は立候補を決意したのは去る27年前の3月20日であります。そのときにどのようなことを言われて私を励ました人がいたかということ、こういうことです。「年齢、性別、経歴、学歴、国籍という問題があるのですけれどもね。それは全く問うことがなく一斉に並んで一緒に議論をしたり、市民のために働くことのできる仕事は地方議員だ、こんないい仕事はないのだ、だからあんた頑張りなさい」と言われて、私はこのまちに1人の親戚も1人の学友も1人の同級生もいない中で立候補しました。そうしたら通ってしまったのです。それは決してそのときの立候補者の中で体重が一番多かったという理由だけではないと思います。やはり主張で通ったと思うのですね。

それからずっと少数意見できているような気がしますけれども、私がここで気になっていることは、前回の24名から22名に削減したときに、私はむべなるかなと思ったことがあります。それは2人いなくても議会が進行できたという事実があったのですね、2人の方が逮捕されて。それでもいけるのだったらば22人という市民の皆さんの意見が出てきてもしようがないなと思いました。

しかし、今度は私が聞かされている市民の皆さんの意見の番ですよ。議員の報酬は高過ぎるという御意見です。44万7000円も取って何をしているのだ、44万7000円という、さっきの私に議員になれと言った人の条件の中には、男女同一賃金ということももちろんありました。だから30歳になるかならないかの私もそのときに、既に4期、6期やってこられた70数歳の方も同じ報酬でした。そういうものなのです。だから一人一人の同じ報酬、同じ条件の一人一人の意見が大事だということになる。ですから、私はできるだけ数を確保した方がいいと今でも思っています。

それから、少数意見を主張することがあたかもエゴであるように解釈をしている方もいると思うのです。大きな会派の人たちの中には、でも市民は6万2000人いれば6万2000とおりの意見がある。それぐらいの数を代表して、そのうちの少数の代表の人でもいいからとにかくきちんと議会の中で発言をしていかなければならない。そのためには一定数の保証がなければいけないと思うのです。

そこで質問です。22名から20名になるというときに、少数意見の尊重などということに関してはどのようにお考えなのかということをお伺いしたいと思います。今このまちの、少なくとも私の27年間の経験からいけば、大きな政党に属するか、あるいは強力な地盤、町会なりの地盤を獲得するかという方が非常にたくさんこの議会の中には出ていらっしゃる。しかし、その人たちは非常に私が見て優秀でいい人たちなのです。なぜならば町会はずっといろいろな仕事をなさってきて、まちのこと知っていらっしゃるから。

しかし、そうではない人もいますよね。その中でそういった形に属さないような少数意見についてはどのような形で保証していくか、選挙だから少ないやつは落ちるのが当たり前だということかもしれないけれども、数が一定数あれば僕は救われると思いますけれども、そこはどうふうに考えていらっしゃるか。

それから、さっきから気になっていることがあるのです。優秀な人材を確保するというふうに、これは何回か出てきているのです。それではお聞きますが、優秀な人

材の根拠を教えてください。こういうのが優秀である。酒をたくさん飲むのが優秀なのか、意見をたくさん述べるのが優秀なのか、毎回の一般質問できちんと時間だけ頑張るのが優秀なのか、委員会でしゃべるのが優秀なのか、何が優秀なのか、あるいは人々の意見をきちんと運ぶのが優秀なのか、どういうのが優秀な人材かということを伺いたい。

それからもう一つ、優秀な人材を獲得するためには、一体どのギャランティを払えば済むのかということをお伺いしたいのです。私は答弁者に伺いたいのは、現況の44万7000円で優秀な人材が確保できるかどうかということについて伺いたいのです。

一方で、私は削減の要求もしているのです。それは矛盾だと思われるかもしれないけれども、いや、いいのだと、この報酬で、あるいはもっと少ない報酬でも市民のために頑張りたいという人がいれば、それはそれでもいいではないか、無報酬ということだって考えられわけですね。あるいは最初の提案の中にも、中森さんの提案の中にもありましたけれども、すべてを夜間に議会をもって行って、昼間は何かをして働いても結構ですというようなボランティアの形もあると思うのです。

その中で、報酬に関しては報酬審議会でいろいろ議論もあったと思いますけれども、今の報酬でどうしたら優秀な人材を確保できるかという自信がとおりになるから2名削減でも、この報酬でも人はくるのだと、もっと優秀になるのだとおっしゃるのだとすれば、その根拠をぜひ伺いたいというふうに思っています。

以上、簡単にお願ひします。

○15番(羽場茂君) それでは、私がお答えしたいと思います。

少数意見の話が出ました。私自身、公明党という支持の基盤をもとに出ておりますけれども、私は、私自身は少数意見を代表する議員であるというふうに自負しております。私は自分の担当の地区すべて回って、それこそ自分のあれではなく、すべての市民の方の御意見を聞こうと努力しております。その1つ1つの意見が、いろいろな意見が、これが私の、それを実現することが私の使命だと思っております。決して少数意見を聞かないとか、そういうことは絶対ないつもりで議員活動しております。

それから、先ほどの優秀な人材が集まるかということですが、それは当然難しい話ですが、この報酬というのは少なくとも他の仕事をしなくても議員活動に専念できるという部分は保証すべきではないかというのが今の考え方です。これが将来どういうふうになるかというのはまたいろいろなことを考えた上で改革する部分もあるかもしれませんけれども、今現在のところ、今の44万7000円で、この中で優秀な人材に集まっていただいてやるというふうに考えざるを得ないのではないかとこのように思っております。

優秀な人材の根拠ということですが、市議会議員としての優秀な人材というのは、やはりどれだけ市民の意見を吸収し、それを市政に反映できるかということに尽きるのではないかとこのように思っております。

○21番(遠藤洋一君) まことに抽象的なお答えでありがたくなのですが、先ほどから優秀な人材の確保と言っている限りには、私が頑張っているから優秀な人材であるというようなことの返事なんか聞きたくないのですよ。どういうものが優秀

な人材かということを私は聞いている。

私のような――私ではないですよ。答弁者のような、私はこの方は非常に尊敬しているのです。実際に、まことに、本当に。優秀な方だと思っていますよ。しかし、その方が私は優秀だと言われてもそれは困るのですよ。

今言っている22人を20人にするときの何かスタンダードがなければ困るではないですか。つまり22から20にしてもそれで優秀な人材を確保すると言っているのだから、その言っているところの優秀な人材というのはどういうものかということを知っているから、私はこうやっているから優秀だと、100聞いてもそんなもの返事にならないですよ。

再々聞きます。優秀な人材を確保するために22名から20名にするとすれば、そこで言っているところの優秀な人材というのはどういうものですか。

それから、今伺いました。44万7000円では、今は別に構わないというようなことをおっしゃった。私が議員になったときは20万円だったのですね。手に取ったお金は14万数千円で、そのとき僕は雑誌社で働いていましたから、その4倍お金を取っていたので、とても絶望的な気持ちになりました。これで議員がやれるのだろうか、でもやりたいことが、自分で決めた以上はその報酬で頑張るしかないというふうに変えていったのですね。

それで、優秀な人材を確保するためには今の報酬でいいのかということも伺いたい。今の報酬でいいということであれば、僕はそれでオッケーだと思います。

それで聞きたいのは、要するにさっき言いました優秀な人材の根拠、あるいは客観的な数量でもいいわけですよ。こうこうこういうものに関する点数採点をして、これからこれを抜くといわゆる優秀であるというふうに思うことはいいかもしれないけれども、優秀な人材を確保するというような抽象的な言い方で22名から20名にするというのは矛盾ではないかとは思いませんか、皆さん。20よりも22の方が優秀な人材が集まる可能性があるはずではないですか。

それから、質問をもう一つさせてもらいますけれども、今、議員さんは、松山議員もおっしゃいましたけれども、議員さんを減らしていく一里塚であると、羽村は18人だった、議論をしやすい数なのかもしれない。どんどん減っていく。

そうすると、議員が市民の皆さんからさまざまな意見を聞いてここに反映するときのチャンスは広くなるのか狭くなるのかということからいえば、僕は今ちょっと危機感を感じていることがあるのですよ。それは市長が提案をしているというか、ここで市長部局から出てきたところの課長や、あるいは部長さんを市民の皆さんのところに出前をするというのがありますね。市の政策を説明していく。それはもともとは議員の仕事だったと思うのですよ。

僕は非常に被害妄想的に言えば、議員の地域での仕事の篡奪をされていると思うのですよ。それだけ市長部局は議員をいらないと思っているのではないかというふうに疑ってすらいるのですよね。それはこちらの話ですから、その方がよほど市民の皆さんにとっては市の行政のあり様がわかりやすい。今進行しているものはどういうものだったということがはっきり説明できるというような親切心であったと思うの

です。あるいは市民参加の形の一つだと思うのですけれども、法に基づく選挙で出ている議員と、それから手を上げて出てくる市民の皆さんとの意見は少し違ってくるのは当然だと思うのですね。

僕は前回の選挙のときにこういう表現をしました。このままつまり議会の中のルールに従う議員として次の4年間を過ごすのか、それとも強暴な市民、ただの市民となってこれから4年間いくのかを今度の選挙で私は自分で決めなければいけないと、今度も同じことを思っているのですよ。

そういったときに、22という数の議員、つまり22という数の法定議員、あるいは22人という自治法によって守られているとも言えるし、制限されているとも言えるような議員、それが22から20になることでのメリットはどこにあるのかということをごひ伺っていきたいというふうに思っています。

○15番（羽場茂君） それでは、お答えいたしたいと思います。

先ほどいかにも答弁者が自分が優秀だというようなお言葉がありましたけれども、そのようなことは全く考えておりませんし、またそのような言い方になっているのであれば、それは謝りたいと思いますけれども、自分の目標としてこのような形にしたいというのが今の答弁でございまして、ただ、優秀な議員というその定義としてどういふものがあるだろうかと考えたときに、やはり地元を回って少数意見を吸い上げ、それを市政に反映させて、どこまでそれを実現させていくことができるかというのがいわゆる議員として優秀な人材であるということでもあります。今回定数削減によって22が20になると、このことにどういふ優秀なところが絡むかということ、やはり一人一人の役割というのが重くなっていく、それはそれで22より20になったときに一人一人がどこまで市長とやり合えるのか、どこまで多くの市民の意見を吸い上げていけるのかというのが、今までと同じ漫然とやっていたのでは、これはかなわないだろうと、それは議会をどう改革していくか、あるいは議員としてどう自分を改革していくかということにも通じるわけでありまして、ただ全体の行革の中でいつまでも議員が22でいいのだということでは、やはり市民の方からは納得は得られない。議員みずからそういった22を20にする、その中で自分を鍛えて優秀にしていくと、またそういった議会にしていくという決意でもってこのことを提案しておるわけでございまして、そういった中でそういう意味の優秀な議員が生まれるようにという、そういう一つの方向性でありますので、御理解いただきたいと思います。

○21番（遠藤洋一君）僕はね、決意主義ではだめだと思うのです。やはり議会の中で決めるべきこと、たった22人の小さい宇宙の中で市民のために頑張って決めていくことの保証がどこかでなければいけない。それは数をいじってみたりすることでは済まないというふうに思っています。

私はさきの提案の中で賛同したのは、まずは報酬についてあえて触ってみるということで自分たちがどのような責任を持つかということについて自覚を持つべきだというふうに思ってさっきの提案に賛同はしました。

今度の提案に対しては今までの論拠、さまざまの方から意見を伺いましたけれども、今後全体としては目に見えない市民の皆さんの声、僕の聞こえてくる市民の皆さんの

声と相当違っているということも含めて、再三繰り返しますけれども、私は聞こえてくるのは報酬が高過ぎるというような意見の方がむしろ多くあります。それは私たちの仕事は余り大したことをしていないというふうに思われている証拠だということで、私は大変に悔しくも思っています。

44万7000円に答えるべき仕事をしていないのであるから、市民の皆さんが高過ぎるとおっしゃるのならば、44万7000円の報酬に合った仕事をしてあげようではないか、身を粉にしても頑張ろうではないかというふうに思う決意は皆さんと同じであります。

しかし、それは数をふやせばそのことが、決意主義によって成立するというものでは全くないということも合わせて主張して、私は今回のこの条例の改正提案には反対の意見を述べてから終わりたいと思います。

○議長（石川和夫君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） ほかになければ、以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第64号は、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第64号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第64号について採決いたします。

審議中に反対の意見がありましたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川和夫君） 起立多数であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第18、議案第65号、福生市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市長 野澤久人君登壇）

○市長（野澤久人君） 御指名をいただきましたので、議案第65号、福生市固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして提案理由の説明を申し上げます。

福生市固定資産評価審査委員会委員のうち森田展州委員が平成18年9月30日をもって任期満了となります。

森田委員は昭和63年10月に就任以来6期18年、豊富な知識と経験を生かされ、税務行政の推進に御尽力をいただいております。

また、平成11年10月から現在まで、委員長として会の運営に卓越した手段を発揮されております。

森田委員は市内で建材店の経営のほか数社の役員をされており、税務行政の知識はもとより、人格にも優れた方でございます。

このたびの任期満了に伴いまして、私といたしましては引き続き固定資産評価審査委員会委員として御活躍をいただきたいと考え、ここに本議案を御提案申し上げる次第でございます。

履歴につきましては、お手元の議案書に添付してございますので、御高覧いただきたいと存じます。

よろしく御審議を賜りまして御決定いただきますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第65号は、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第65号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第65号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり同意されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第19、議案第66号、出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（6番 前田正蔵君登壇）

○6番（前田正蔵君） 御指名をいただきましたので、議案第66号、出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書提出について提案理由の説明をさせていただきます。

超低金利時代といわれる現在、消費者金融、信販会社、銀行など複数の貸金業者から返済能力を超えた借り入れをして、返済困難におちいった多重債務者が後を絶たず、自己破産により自殺、犯罪、一家離散など、被害を引き起こす要因となっているケースも多く、依然として深刻な社会問題となっております。

こうした背景には、貸金業規制法第43条のみなし弁済規程を適用させ、利息制限法が定める制限金利年15から20%は上回るが、出資法の上限、年29.2%日賦貸金業者及び電話担保金融は年54.75%よりは低い金利、いわゆるグレーゾーン金利で営業する貸金業者が多いという実態があります。

こうした中、国では平成19年1月をめどに出資法等の上限金利を見直すとしています。今回の見直し時期をとらえ、借受者の不安を1日でも早く解消すべく、この意見書にあります事項につきまして、ぜひ国に対して対策を講ずるよう意見書を上げていただきたく、本案を提出した次第でございます。

何とぞ御審議を賜りまして御可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で説明を終わります。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第66号は、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第66号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第66号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第20、議案第67号、児童扶養手当の減額率の緩和に関する意見書を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（5番 大野聰君登壇）

○5番（大野聰君） 御指名をいただきましたので、議案第67号、児童扶養手当の減額率の緩和に関する意見書につきまして提案理由の説明をさせていただきます。

児童扶養手当は、母子家庭の生活と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的としております。しかし、政府は平成15年4月に児童扶養手当法の一部改正により制度の見直しを行い、支給してから5年を経過したとき、または支給要件該当後7年を経過したときは、政令の定めるところにより手当額の2分の1を超えない額を支給しないことにいたしました。その減額の割合を定める政令は、子育て支援策、就労支援策等の状況を勘案して、減額が開始される平成20年4月1日までに定めることとしております。

しかしながら、子育てと生計の担い手という二つの役割を1人で担っている母子家庭は、住居、仕事、収入、養育など生活全般にわたって多くの困難を抱えており、自立に向けた就業支援策が種々展開されてもなお厳しい生活実態にあります。一般家庭に比して著しく収入が少ない母子家庭は、児童扶養手当に大きく依存しており、児童

扶養手当の減額は大きな痛手となることが懸念されます。

よって、政府に対し児童扶養手当の見直しによる受給後5年、または受給要件該当後7年を経過したときの減額率を緩和するとともに、母子家庭の自立に向けた就労支援策の一層の充実を図るよう強く要望するため、意見書を提出すべく本案を提出したものでございます。

何とぞ御審議賜りまして御可決くださいますようお願いして、提案理由とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で説明は終わります。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案67号は、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第67号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第67号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第21、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第12項及び福生市議会会議規則第158条の規定に基づき、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員名等について議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第22、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

総務文教、建設環境及び市民厚生委員長から、目下同委員会において審査中の案件について、会議規則第103条の規定によりお手元に御配付のとおり閉会中の継続審査の申し出が10件ありました。

お諮りいたします。

本件申し出の陳情第16-1号、陳情第16-13号、陳情第16-17号、陳情第17-5号、陳情第17-6号、陳情第18-1号、陳情第18-2号、陳情第1

8-3号、陳情第18-4号及び陳情第18-5号については、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、本10件については申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第23、特定事件の継続調査についてを議題といたします。

委員会の特定事件については、3常任委員会及び議会運営委員会から継続調査の要求がありました。

本件はお手元に御配付のとおり閉会中の継続調査としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件特定事件は閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって平成18年第3回福生市議会定例会を閉会いたします。

午後4時5分 閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長 石川和夫

議員 前田正蔵

議員 中森富久

議員 阿南育子

議案第 63 号

福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 18 年 9 月 29 日

|     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|
| 提出者 | 中 | 森 | 富 | 久 |
| ”   | 阿 | 南 | 育 | 子 |
| ”   | 大 | 野 | 悦 | 子 |
| ”   | 田 | 村 | 正 | 秋 |
| ”   | 松 | 山 |   | 清 |
| ”   | 遠 | 藤 | 洋 | 一 |

福生市議会議長

石 川 和 夫 様

福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例

福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「527,000 円」を「474,000 円」に、「471,000 円」を「423,000 円」に、「454,000 円」を「408,000 円」に、「447,000 円」を「402,000 円」に改める。

附 則

この条例は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

議案第 64 号

福生市議会議員定数条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 18 年 9 月 29 日

|     |   |   |   |
|-----|---|---|---|
| 提出者 | 大 | 野 | 聰 |
| ”   | 森 | 田 | 昌 |
| ”   | 原 | 島 | 貞 |
| ”   | 高 | 橋 | 章 |
| ”   | 増 | 田 | 俊 |
| ”   | 加 | 藤 | 育 |
| ”   | 青 | 海 | 俊 |
| ”   | 羽 | 場 | 茂 |
| 賛成者 | 清 | 水 | 信 |
| ”   | 前 | 田 | 正 |
| ”   | 田 | 村 | 昌 |
| ”   | 串 | 田 | 金 |
| ”   | 今 | 林 | 昌 |
| ”   | 沼 | 崎 | 満 |

福生市議会議長

石 川 和 夫 様

## 福生市議会議員定数条例の一部を改正する条例

福生市議会議員定数条例（昭和 30 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

「22 人」を「20 人」に改める。

### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の福生市議会議員定数条例の規定は、施行日後最初に行われる一般選挙より適用する。

写

福総文発第 69 号

平成 18 年 9 月 22 日

福生市議会議長

石 川 和 夫 様

福生市長 野 澤 久 人 閣

追加議案の送付について

平成 18 年第 3 回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

議案第 65 号 福生市固定資産評価審査委員会委員の選任について



議案第 65 号

福生市固定資産評価審査委員会委員の選任について

上記の議案を提出する。

平成 18 年 9 月 29 日

福生市長 野 澤 久 人

福生市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を福生市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法  
(昭和 25 年法律第 226 号)第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

- 1 住 所 福生市大字熊川 769 番地
- 2 氏 名 森 田 展 州
- 3 生年月日 昭和 16 年 12 月 24 日



( 資 料 )

履 歷 書

住 所 東京都福生市大字熊川 769 番地

氏 名 森 田 展 州

生年月日 昭和 16 年 12 月 24 日

学 歴 昭和 41 年 3 月 慶応義塾大学文学部卒業

公 職 歴 昭和 42 年 4 月～昭和 49 年 3 月 福生町消防団員(昭和 45 年 7 月 1 日市制施行  
により福生市となる。)

昭和 49 年 4 月～昭和 53 年 3 月 福生市消防団班長

昭和 53 年 4 月～昭和 55 年 3 月 福生市消防団副分団長

昭和 57 年 3 月～昭和 57 年 5 月 福生市特別職報酬等審議会委員

昭和 61 年 9 月～平成 12 年 9 月 福生市社会教育委員

昭和 63 年 10 月～現在 福生市固定資産評価審査委員会委員

平成 6 年 7 月～平成 16 年 3 月 福生都市計画事業福生田園西土地地区画整理事業  
評価員

平成 12 年 5 月～平成 15 年 6 月 福生市特別土地保有税審議会委員

団 体 歴 昭和 51 年 5 月～昭和 55 年 5 月 福生市商工会青年部委員

昭和 55 年 6 月～昭和 58 年 5 月 福生市商工会青年部部長

昭和 55 年 6 月～昭和 58 年 5 月 東京都商工会青年部連合会委員・監査

昭和 57 年 4 月～平成 5 年 9 月 日本ボーイスカウト福生第二団団委員

昭和 57 年 5 月～昭和 58 年 5 月 福生市商工会理事

昭和 58 年 6 月～平成 7 年 5 月 福生市商工会参与

昭和 62 年 4 月～平成 7 年 3 月 鍋二町会副会長

平成 5 年 9 月～平成 12 年 3 月 日本ボーイスカウト福生第二団団委員長

|     |                 |                     |
|-----|-----------------|---------------------|
|     | 平成7年4月～平成9年3月   | 鍋二町会会長              |
|     | 平成7年5月～平成10年4月  | 福生市商工会理事            |
|     | 平成7年9月～平成11年8月  | 日本ボーイスカウト大多摩地区財政委員長 |
|     | 平成9年4月～現在       | 青梅法人会福生ブロック第一支部監事   |
|     | 平成10年5月～平成16年5月 | 福生市商工会副会長           |
|     | 平成14年9月～現在      | 日本ボーイスカウト福生第二団育成会会長 |
| 職 歴 | 昭和41年1月～現在      | 森田建材店主              |
|     | 昭和50年9月～現在      | 日展ホーム株式会社代表取締役      |
|     | 昭和61年5月～現在      | 株式会社マンテック監査役        |
|     | 平成元年10月～現在      | 有限会社シャンテクレール代表取締役   |
|     | 平成12年2月～現在      | 医療法人社団永進会理事         |

上記のとおり相違ありません。

平成18年8月22日

氏 名 森 田 展 州 ㊞

議案第 66 号

出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成 18 年 9 月 29 日

|     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|
| 提出者 | 前 | 田 | 正 | 蔵 |
| 賛成者 | 串 | 田 | 金 | 八 |
| ”   | 原 | 島 | 貞 | 夫 |
| ”   | 田 | 村 | 正 | 秋 |
| ”   | 大 | 野 | 悦 | 子 |
| ”   | 羽 | 場 |   | 茂 |
| ”   | 清 | 水 | 信 | 作 |

福生市議会議長

石 川 和 夫 様

## 出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書

超低金利時代といわれる現在、消費者金融、信販会社、銀行など複数業者から返済能力を超えた借り入れをして、苦しんでいる多重債務者が後を絶たず、社会問題化している。

こうした背景には、貸金業規制法第43条の「みなし弁済」規定を適用させ、利息制限法の上限（年15～20%）は上回るが、出資法の上限（年29.2%日賦貸金業者及び電話担保金融は年54.75%）よりは低い金利、いわゆる「グレーゾーン金利」で営業する貸金業者が多いという実態がある。

こうした中、先般最高裁判所は、貸金業者の利息制限法の上限を超える利息について「みなし弁済」規定の適用条件を厳格に解釈した判決を示した。

国では、平成19年1月を目途に出資法等の上限金利を見直すとしている。今回の見直し時期をとらえ、借受者の不安を一日でも早く解消すべきである。

よって、福生市議会は、国会及び政府に対し、法改正に当たり次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 出資法第5条の上限金利を、少額短期貸付などの例外を設けることなく一律に利息制限法第1条の制限金利まで引き下げること。
- 2 貸金業規制法第43条のいわゆる「みなし弁済」規定を撤廃すること。
- 3 出資法における日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。
- 4 保証料名下での出資法及び利息制限法の脱法を禁止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月29日

福生市議会議長

石川和夫

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

金融担当大臣

衆議院議長

参議院議長

様



議案第 67 号

児童扶養手当の減額率の緩和に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成 18 年 9 月 29 日

|     |     |     |
|-----|-----|-----|
| 提出者 | 大 野 | 聰   |
| 賛成者 | 加 藤 | 育 男 |
| ”   | 増 田 | 俊 一 |
| ”   | 阿 南 | 育 子 |
| ”   | 今 林 | 昌 茂 |
| ”   | 松 山 | 清   |
| ”   | 小野沢 | 久   |

福生市議会議長

石 川 和 夫 様

## 児童扶養手当の減額率の緩和に関する意見書

児童扶養手当は、母子家庭の生活と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的としている。

しかし、政府は平成15年4月に児童扶養手当法の一部改正による制度の見直しを行い、受給してから5年を経過したとき、または受給要件該当後7年を経過したときは、政令の定めるところにより、手当額の2分の1を超えない額を支給しないこととした。その減額の割合を定める政令は、子育て支援策、就労支援策等の状況を勘案して、減額が開始される平成20年4月1日までに定めることとしている。

しかしながら、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っている母子家庭は、住居、仕事、収入、養育など生活全般にわたって多くの困難を抱えており、自立に向けた就業支援策が種々展開されても、なお厳しい生活実態にある。一般家庭に比して著しく収入が少ない母子家庭は、児童扶養手当に大きく依存しており、児童扶養手当の減額は大きな痛手となることが懸念されている。

よって政府は、児童扶養手当の見直しによる受給後5年または受給要件該当後7年を経過したときの減額率を緩和するとともに、母子家庭の自立に向けた就労支援策の一層の充実を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月29日

福生市議会議長

石川和夫

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

様

写

福 監 発 第 2 7 号

平成18年9月21日

福生市長 野 澤 久 人 様  
福生市議会議長  
石 川 和 夫 様

福生市監査委員 沖 倉 強  
同 今 林 昌 茂

平成18年7月分例月出納検査の結果について

このことについて、地方自治法第235条の2第3項の規定により、検査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

- 1 検査日 8月23日(水)
- 2 場 所 監査委員事務局
- 3 対 象 平成18年7月中における収入役の権限に属する現金の出納状況並びに関連事項。
- 4 結 果 7月中における現金の出納状況について関係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、7月末日における収支の状況は別紙のとおりで計数上の誤りは認められなかった。



## 平成 18 年 7 月分

平成 18 年度

## 1 歳入歳出の状況

(単位：円・%)

| 会 計 名    | 予算現額       | 本月中歳入額        | 本月末歳入累計額      | 収入率  | 本月末現在高                        |
|----------|------------|---------------|---------------|------|-------------------------------|
|          |            | 本月中歳出額        | 本月末歳出累計額      | 執行率  |                               |
| 一 般 会 計  | 21,804,174 | 914,411,841   | 5,793,895,712 | 26.6 | △111,520,952                  |
|          |            | 1,197,116,674 | 5,905,416,664 | 27.1 |                               |
| 国 保 会 計  | 5,092,574  | 172,981,526   | 1,137,181,202 | 22.3 | 運 340,000,000<br>△329,291,520 |
|          |            | 411,961,697   | 1,466,472,722 | 28.8 |                               |
| 老人保健医療会計 | 3,235,762  | 235,644,629   | 860,267,329   | 26.6 | 51,958,260                    |
|          |            | 265,992,888   | 808,309,069   | 25.0 |                               |
| 下水道事業会計  | 1,929,262  | 36,324,155    | 394,526,707   | 20.4 | 237,507,927                   |
|          |            | 111,368,754   | 157,018,780   | 8.1  |                               |
| 介護保険会計   | 2,584,335  | 244,889,000   | 758,044,264   | 29.3 | 148,383,565                   |
|          |            | 201,027,611   | 609,660,699   | 23.6 |                               |
| 受託水道事業会計 | 419,862    | 22,878,596    | 130,822,596   | 31.2 | 65,151,996                    |
|          |            | 16,836,899    | 65,670,600    | 15.6 |                               |
| 合 計      | 35,065,969 | 1,627,129,747 | 9,074,737,810 | 25.9 | 運 340,000,000<br>62,189,276   |
|          |            | 2,204,304,523 | 9,012,548,534 | 25.7 |                               |

## 2 歳入歳出外現金の状況

(単位：円)

| 区 分     | 前月末現在高      | 本月中収入額      | 本月中支出額      | 本月末現在高      |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 歳入歳出外現金 | 112,596,699 | 299,321,970 | 343,818,674 | 68,099,995  |
| 都 税     | 111,379,089 | 160,711,223 | 111,379,089 | 160,711,223 |
| 合 計     | 223,975,788 | 460,033,193 | 455,197,763 | 228,811,218 |

## 3 基金の状況

(単位：円)

| 区 分                   | 前月末現在高                         | 本月中収入額      | 本月中支出額                      | 本月末現在高                         |
|-----------------------|--------------------------------|-------------|-----------------------------|--------------------------------|
| 退職手当特別負担金準備基金         | 116,454,586                    | 0           | 0                           | 116,454,586                    |
| 庁舎建設基金                | 2,336,328,422                  | 0           | 0                           | 2,336,328,422                  |
| 都市施設整備基金              | 1,364,914,014                  | 0           | 貸 13,525,960                | 1,351,388,054                  |
| 育英基金                  | 15,350,000                     | 0           | 0                           | 15,350,000                     |
| 市営住宅等管理基金             | 352,158,079                    | 0           | 0                           | 352,158,079                    |
| 財政調整基金                | 運△100,000,000<br>1,662,922,102 | 0           | 運 240,000,000<br>0          | 運△340,000,000<br>1,662,922,102 |
| 学校施設等整備基金             | 1,949,212,913                  | 0           | 0                           | 1,949,212,913                  |
| ふるさと人づくりまちづくり基金       | 413,782,023                    | 0           | 0                           | 413,782,023                    |
| 介護給付費準備基金             | 1,023                          | 0           | 0                           | 1,023                          |
| 中小企業振興資金<br>融資一時補てん基金 | 2,000,000                      | 0           | 0                           | 2,000,000                      |
| 国保高額療養費等資金貸付基金        | 5,280,000                      | 返 4,890,937 | 貸 5,130,937                 | 5,040,000                      |
| 合 計                   | 運△100,000,000<br>8,218,403,162 | 4,890,937   | 運 240,000,000<br>18,656,897 | 運△340,000,000<br>8,204,637,202 |

・ 運は運用金      ・ 返は返済金      ・ 貸は貸付金



### 議員報酬比較表

現行

|       | 月 額       | 年 額        | 賞 与        | 合 計        | 人 数 | 報 酬 額       | 共 済 掛 金    | 諸 経 費     | 合 計         |
|-------|-----------|------------|------------|------------|-----|-------------|------------|-----------|-------------|
| 議 長   | 527,000   | 6,324,000  | 2,782,560  | 9,106,560  | 1   | 9,106,560   | 567,000    | 451,000   | 10,124,560  |
| 副 議 長 | 471,000   | 5,652,000  | 2,486,880  | 8,138,880  | 1   | 8,138,880   | 567,000    | 451,000   | 9,156,880   |
| 委 員 長 | 454,000   | 5,448,000  | 2,397,120  | 7,845,120  | 6   | 47,070,720  | 3,402,000  | 2,706,000 | 53,178,720  |
| 議 員   | 447,000   | 5,364,000  | 2,360,160  | 7,724,160  | 14  | 108,138,240 | 7,938,000  | 6,314,000 | 122,390,240 |
| 合 計   | 1,899,000 | 22,788,000 | 10,026,720 | 32,814,720 | 22  | 172,454,400 | 12,474,000 | 9,922,000 | 194,850,400 |

1割減の場合

|       | 月 額       | 年 額        | 賞 与       | 合 計        | 人 数 | 報 酬 額       | 共 済 掛 金    | 諸 経 費     | 合 計         |
|-------|-----------|------------|-----------|------------|-----|-------------|------------|-----------|-------------|
| 議 長   | 474,300   | 5,691,600  | 2,504,304 | 8,195,904  | 1   | 8,195,904   | 504,000    | 451,000   | 9,150,904   |
| 副 議 長 | 423,900   | 5,086,800  | 2,238,192 | 7,324,992  | 1   | 7,324,992   | 504,000    | 451,000   | 8,279,992   |
| 委 員 長 | 408,600   | 4,903,200  | 2,157,408 | 7,060,608  | 6   | 42,363,648  | 3,024,000  | 2,706,000 | 48,093,648  |
| 議 員   | 402,300   | 4,827,600  | 2,124,144 | 6,951,744  | 14  | 97,324,416  | 7,056,000  | 6,314,000 | 110,694,416 |
| 合 計   | 1,709,100 | 20,509,200 | 9,024,048 | 29,533,248 | 22  | 155,208,960 | 11,088,000 | 9,922,000 | 176,218,960 |

2名減の場合

|       | 月 額       | 年 額        | 賞 与        | 合 計        | 人 数 | 報 酬 額       | 共 済 掛 金    | 諸 経 費     | 合 計         |
|-------|-----------|------------|------------|------------|-----|-------------|------------|-----------|-------------|
| 議 長   | 527,000   | 6,324,000  | 2,782,560  | 9,106,560  | 1   | 9,106,560   | 567,000    | 451,000   | 10,124,560  |
| 副 議 長 | 471,000   | 5,652,000  | 2,486,880  | 8,138,880  | 1   | 8,138,880   | 567,000    | 451,000   | 9,156,880   |
| 委 員 長 | 454,000   | 5,448,000  | 2,397,120  | 7,845,120  | 6   | 47,070,720  | 3,402,000  | 2,706,000 | 53,178,720  |
| 議 員   | 447,000   | 5,364,000  | 2,360,160  | 7,724,160  | 12  | 92,689,920  | 6,804,000  | 5,412,000 | 104,905,920 |
| 合 計   | 1,899,000 | 22,788,000 | 10,026,720 | 32,814,720 | 20  | 157,006,080 | 11,340,000 | 9,020,000 | 177,366,080 |

| 議員一人あたりの報酬年額等 | 削減人数 | 削減金額       |
|---------------|------|------------|
| 8,742,160     | 2    | 17,484,320 |

比較 (2名減合計) (1割減合計)  
177,366,080-176,218,960=1,147,120円

26市との比較：1割減となると・・・最下位となる。

25位（清瀬市）との比較（月額）

|       | 清 瀬 市   | 福 生 市<br>(1割減) | 比 較    |
|-------|---------|----------------|--------|
| 議 長   | 477,000 | 474,300        | 2,700  |
| 副 議 長 | 439,000 | 423,900        | 15,100 |
| 委 員 長 | 429,000 | 408,600        | 20,400 |
| 議 員   | 418,000 | 402,300        | 15,700 |



平成 18 年 9 月 21 日

福生市議会議長 石 川 和 夫 様

総務文教委員長 青 海 俊 伯 閣

総務文教委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 102 条の規定により報告します。

| 事件番号     | 件 名                                               | 議決結果 |
|----------|---------------------------------------------------|------|
| 議案第 53 号 | 平成 18 年度福生市一般会計補正予算（第 2 号）（歳入及び歳出予算のうち総務文教委員会所管分） | 原案可決 |



平成 18 年 9 月 19 日

福生市議会議長 石 川 和 夫 様

建設環境委員長 前 田 正 蔵 閣

建設環境委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 102 条の規定により報告します。

| 事 件 番 号  | 件 名                                           | 議決結果 |
|----------|-----------------------------------------------|------|
| 議案第 53 号 | 平成 18 年度福生市一般会計補正予算（第 2 号）（歳出予算のうち建設環境委員会所管分） | 原案可決 |
| 議案第 56 号 | 平成 18 年度福生市下水道事業会計補正予算（第 1 号）                 | 原案可決 |
| 議案第 61 号 | 平成 17 年度福生市下水道事業会計決算認定について                    | 原案認定 |
| 議案第 62 号 | 平成 17 年度福生市受託水道事業会計決算認定について                   | 原案認定 |



平成 18 年 9 月 20 日

福生市議会議長 石川和夫様

市民厚生委員長 大野 聰 閣

市民厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 102 条の規定により報告します。

| 事 件 番 号  | 件 名                                           | 議決結果           |
|----------|-----------------------------------------------|----------------|
| 議案第 51 号 | 福生市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例             | 原案可決           |
| 議案第 52 号 | 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例                         | 原案可決           |
| 議案第 53 号 | 平成 18 年度福生市一般会計補正予算（第 2 号）（歳出予算のうち市民厚生委員会所管分） | 原案可決           |
| 議案第 54 号 | 平成 18 年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）              | 原案可決           |
| 議案第 55 号 | 平成 18 年度福生市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）                | 原案可決           |
| 議案第 58 号 | 平成 17 年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について                 | 原案認定<br>(起立採決) |
| 議案第 59 号 | 平成 17 年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について                 | 原案認定           |
| 議案第 60 号 | 平成 17 年度福生市介護保険特別会計決算認定について                   | 原案認定           |



平成 18 年 9 月 15 日

福生市議会議長 石 川 和 夫 様

平成 17 年度福生市一般会計

決算審査特別委員会

委員長 羽 場 茂 団

平成 17 年度福生市一般会計決算審査  
特別委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 102 条の規定により報告します。

| 事件番号     | 件 名                     | 議決結果           |
|----------|-------------------------|----------------|
| 議案第 57 号 | 平成 17 年度福生市一般会計決算認定について | 原案認定<br>(起立採決) |



平成 18 年 9 月 20 日

福生市議会議長 石 川 和 夫 様

市民厚生委員長 大 野 聰 団

市民厚生委員会陳情審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 102 条の規定により報告します。

| 事 件 番 号    | 件 名                                         | 議 決 結 果 |
|------------|---------------------------------------------|---------|
| 陳情第 18-6 号 | 児童扶養手当の減額率の緩和に関する陳情書<br>(平成 18 年 5 月 8 日受理) | 採 択     |



平成 18 年 9 月 19 日

福生市議会議長 石 川 和 夫 様

建設環境委員長 前 田 正 蔵 閣

建設環境委員会陳情審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 102 条の規定により報告します。

| 事 件 番 号    | 件 名                                                                                                                            | 議決結果 |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 陳情第 18-8 号 | 上限金利の引き下げ等により、中小零細事業者・消費者等の健全な生活を守り、多重債務問題根絶のため、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める陳情書<br>(平成 18 年 8 月 29 日受理) | 採 択  |
| 請願第 18-1 号 | 出資法の上限金利引き下げに関する請願書<br>(平成 18 年 8 月 30 日受理)                                                                                    | 採 択  |



平成 18 年 9 月 21 日

福生市議会議長 石川和夫様

総務文教委員長 青海俊伯 閣

総務文教委員会閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第 103 条の規定により申し上げます。

| 事 件 番 号     | 件 名                                                          |
|-------------|--------------------------------------------------------------|
| 陳情第 16-1 号  | 教育基本法を守り、生かすことを願う陳情書<br>(平成 16 年 2 月 18 日受理)                 |
|             | 理由   なお慎重に調査研究を要するため                                         |
| 陳情第 16-17 号 | 教育基本法を「改正」するのではなく、守り生かすことを求める陳情書<br>(平成 16 年 11 月 22 日受理)    |
|             | 理由   なお慎重に調査研究を要するため                                         |
| 陳情第 17-5 号  | 核兵器廃絶実行のために日本政府の尽力を要請する意見書の提出を求める陳情書<br>(平成 17 年 5 月 19 日受理) |
|             | 理由   なお慎重に調査研究を要するため                                         |
| 陳情第 17-6 号  | 「教育基本法の改正を求める意見書」提出に関する陳情書<br>(平成 17 年 12 月 5 日受理)           |
|             | 理由   なお慎重に調査研究を要するため                                         |



平成 18 年 9 月 19 日

福生市議会議長 石 川 和 夫 様

建設環境委員長 前 田 正 蔵 閣

建設環境委員会閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第 103 条の規定により申し上げます。

| 事 件 番 号     | 件 名                                              |                 |
|-------------|--------------------------------------------------|-----------------|
| 陳情第 16-13 号 | 保育園児の安全確保に関する陳情書<br>(平成 16 年 8 月 4 日受理)          |                 |
|             | 理由                                               | なお慎重に調査研究を要するため |
| 陳情第 18-5 号  | 「のら猫」の避妊・去勢手術料金の補助に関する陳情書<br>(平成 18 年 3 月 8 日受理) |                 |
|             | 理由                                               | なお慎重に調査研究を要するため |



平成 18 年 9 月 20 日

福生市議会議長 石川和夫様

市民厚生委員長 大野 聰 印

市民厚生委員会閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第 103 条の規定により申し上げます。

| 事 件 番 号    | 件 名                                                        |
|------------|------------------------------------------------------------|
| 陳情第 18-1 号 | 患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかかる医療」を求める陳情書<br>(平成 18 年 2 月 6 日受理) |
|            | 理由   なお慎重に調査研究を要するため                                       |
| 陳情第 18-2 号 | 障害者自立支援法に関する陳情書<br>(平成 18 年 2 月 6 日受理)                     |
|            | 理由   なお慎重に調査研究を要するため                                       |
| 陳情第 18-3 号 | サービス利用や負担など介護保険の改善を求める陳情書<br>(平成 18 年 2 月 6 日受理)           |
|            | 理由   なお慎重に調査研究を要するため                                       |
| 陳情第 18-4 号 | 患者負担増の計画の中止を求める陳情書<br>(平成 18 年 2 月 15 日受理)                 |
|            | 理由   なお慎重に調査研究を要するため                                       |



## 特 定 事 件 継 続 調 査 事 項 表

(平成 18 年 9 月 29 日第 3 回定例会第 5 日目)

### 総務文教委員会

- 1 行政機構について
- 2 広域行政圏について
- 3 学校教育について
- 4 社会教育について
- 5 防災対策について
- 6 児童・生徒の安全対策について

### 建設環境委員会

- 1 都市基盤整備について
- 2 商工業・観光対策について
- 3 工事の進捗状況について
- 4 駐車場対策について
- 5 公害対策について
- 6 塵芥、し尿対策について
- 7 緑化対策について
- 8 交通安全対策について
- 9 環境対策について

### 市民厚生委員会

- 1 福祉対策について
- 2 保健衛生対策について
- 3 窓口業務について
- 4 介護保険について



特 定 事 件 継 続 調 査 事 項 表

(平成 18 年 9 月 29 日第 3 回定例会第 5 日目)

議会運営委員会

- 1 定例会・臨時会の会期等議会運営について
- 2 議会だよりの編集及び発行について
- 3 福生市議会会議規則等について
- 4 議場施設等について
- 5 議員定数について

